

# 平成21年第3回足寄町議会定例会議事録(第3号)

平成21年9月17日(木曜日)

## 出席議員(15名)

1番 星 孝道君	2番 榊原深雪君
3番 島田政典君	4番 井脇昌美君
5番 木村明雄君	6番 川上初太郎君
7番 熊澤芳潔君	8番 高橋幸雄君
9番 矢野利恵子君	10番 谷口二郎君
11番 後藤次雄君	12番 大久保優君
13番 高道洋子君	15番 吉田敏男君

## 欠席議員(1名)

14番 菊地一將君

## 法第121条の規定による説明のための出席者

足寄町長	安久津勝彦君
足寄町教育委員会委員長	星崎隆雄君
足寄町農業委員会会長	阿部正則君
足寄町代表監査委員	川村浩昭君

## 足寄町長の委任を受けて説明のため出席した者

副町長	田中幸壽君
総務課長	大塚博正君
福祉課長	堀井昭治君
住民課長	中鉢武美君
経済課長	鈴木泉君
建設課長	南岡雄二君
建設課参事	松永恒君
国民健康保険病院事務長	高田安春君
会計管理者	渡邊義一君
農業委員会事務局長	川村浩昭君

## 教育委員会教育委員長の委任を受けて説明のため出席した者

教育長	加藤和弘君
教育次長	森和治君

## 職務のため出席した議会事務局職員

事務局長	根本昌弘君
事務局次長	西東文雄君
総務担当主査	山田弘幸君

## 議事日程

- 日程第 1 一般質問 < P 4 ~ P 1 0 >  
高道洋子議員 P 4 ~ P 1 0
- 日程第 2 議案第 9 2 号 平成 2 1 年度足寄町一般会計補正予算 ( 第 6 号 ) < P ~ P >
- 日程第 3 議案第 9 3 号 平成 2 1 年度足寄町国民健康保険事業特別会計補正予算 ( 第 2 号 ) < P ~ P >
- 日程第 4 議案第 9 4 号 平成 2 1 年度足寄町老人保健特別会計補正予算 ( 第 2 号 ) < P ~ P >
- 日程第 5 議案第 9 5 号 平成 2 1 年度足寄町介護保険特別会計補正予算 ( 第 2 号 ) < P ~ P >
- 日程第 6 議案第 9 6 号 平成 2 1 年度足寄町足寄都市計画足寄市街地区土地地区画整理事業特別会計補正予算 ( 第 4 号 ) < P ~ P >
- 日程第 7 議案第 9 7 号 平成 2 1 年度足寄町後期高齢者医療特別会計補正予算 ( 第 2 号 ) < P ~ P >
- 日程第 8 議案第 9 8 号 平成 2 1 年度足寄町上水道事業会計補正予算 ( 第 2 号 ) < P ~ P >
- 追加日程第 1 議案第 9 1 号 足寄動物化石博物館設置及び管理条例の一部を改正する条例 ( 文教厚生常任委員会 ) < P ~ P >
- 追加日程第 2 報告第 1 5 号 報告第 1 5 号平成 2 0 年度足寄町の健全化判断比率及び資金不足比率の報告について < P ~ P >
- 追加日程第 3 議案第 9 9 号 平成 2 0 年度足寄町上水道事業会計決算認定について < P ~ P >
- 追加日程第 4 議案第 1 0 0 号 平成 2 0 年度足寄町国民健康保険病院事業会計決算認定について
- 追加日程第 5 議案第 1 0 1 号 平成 2 0 年度足寄町一般会計歳入歳出決算認定について < P ~ P >
- 追加日程第 6 議案第 1 0 2 号 平成 2 0 年度足寄町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について < P ~ P >
- 追加日程第 7 議案第 1 0 3 号 平成 2 0 年度足寄町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について < P ~ P >
- 追加日程第 8 議案第 1 0 4 号 平成 2 0 年度足寄町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について < P ~ P >
- 追加日程第 9 議案第 1 0 5 号 平成 2 0 年度足寄町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について < P ~ P >
- 追加日程第 1 0 議案第 1 0 6 号 平成 2 0 年度足寄町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について < P ~ P >
- 追加日程第 1 1 議案第 1 0 7 号 平成 2 0 年度足寄町足寄都市計画足寄市街地区土地地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について < P ~ P >
- 追加日程第 1 2 議案第 1 0 8 号 平成 2 0 年度足寄町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について < P ~ P >

- 追加日程第 1 3 議案第 1 0 9 号 平成 2 0 年度足寄町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算  
認定について < P ~ P >
- 追加日程第 1 4 決 議 案 第 2 号 足寄町利別川河川改修に伴う道路及び架橋の架け替え調査  
特別委員会設置に関する決議 < P ~ P >
- 追加日程第 1 5 議員派遣の件 < P ~ P >

午前10時00分 開議

#### 開議宣告

議長（吉田敏男君） 14番菊地一將君は欠席でございます。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

#### 議運結果報告

議長（吉田敏男君） 議会運営委員会委員長から、会議の結果の報告を願います。

議会運営委員会委員長 井脇昌美君。

議会運営委員会委員長（井脇昌美君） 昨日開催されました議会運営委員会の協議の結果を報告いたします。

本日9月17日は、昨日に引き続き一般質問を行います。

次に、議案第92号から議案第98号までの補正予算の提案説明を受け、即決で審議をいたします。

以上で、報告を終わらせていただきます。

議長（吉田敏男君） これにて、議会運営委員会委員長の報告を終わります。

#### 一般質問

議長（吉田敏男君） 日程第1 昨日に引き続き一般質問を行います。

13番 高道洋子君。

13番（高道洋子君） 通告書に基づきまして一般質問をさせていただきます。

乳幼児等医療費助成制度の対象の年齢枠の拡大について。

近年、日本の出生率が急激に低下しており、大きな社会問題になっております。

国では、社会現象となりました少子化問題は日本の将来の国益を損なう重大な問題であるとして、平成15年7月に次世代育成支援対策推進法を制定して、本格的な少子化対策に取り組んでいますが、その後も少子化は一向に歯どめがかからず、深刻化する一方となっております。

出生率の人口減少は、国も地方も等しく重大な問題で、出生率の減少は、将来の経済並びに社会のあり方に発展するとともに、少子化に伴う人口減は、国も地方も衰退することから、少子化対策は、国も地方自治体もできること、また目を見張ることを急務に取り組むべきと私は考えます。

現在足寄町は、子育て支援の一環として乳幼児等医療費助成事業を実施しております。北海道から2分の1が助成されるこの事業、足寄は、ゼロ歳から3歳未満までの幼児は、外来・入院とともに医療費全額無料となっておりますが、全国の乳幼児等医療費助成事業を実施する子育て支援の先進地自治体は、都道府県の助成事業の枠を超えて独自の事業を展開し、所得制限を撤廃して、中学卒業まで病気のときに外来・入院費用ともに無料にしております。

今回質問するに当たり、足寄の直近3年間の出生数を調べましたら、平成18年度は60名、19年度は71名、20年度は55名でした。年度により出産の高低はあると思いますが、昨年度55名と減少したのは、子育てのための費用、とりわけ医療費の増大がその要因かと懸念されるところです。

また、足寄町の今年度8月現在の3歳から15歳までの人口を調べましたら、777名で800名を切っております。

私は、この子供たちが安心して医療が受けられる環境は、子育て支援の中で最も必要と考えます。足寄町も、既に先進地の他自治体の実施している乳幼児等医療費助成事業にすべきと訴えます。町長の所見を伺います。

議長（吉田敏男君） 町長、答弁。

町長（安久津勝彦君） 高道議員の一般質問にお答えいたします。

乳幼児等医療費助成制度の対象の年齢枠の拡大についての御質問でございますが、議員仰せのとおり、足寄町の子育て支援の一環として「乳幼児等医療費助成制度」を実施し、北海道の助成事業の枠を超えて独自の事業展開をしておりますが、今の財政状況を見まし

たとき、単独での拡大には厳しいものがあると認識しているところでございます。

今後におきましては、今回の政権交代のことも含め、国及び道の子育て支援状況を見きわめた上で検討してまいりたいというふうに考えているところでございますので、御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

以上で、高道議員の一般質問に対するの答弁とさせていただきます。

議長（吉田敏男君） 再質問を許します。

13番 高道洋子君。

13番（高道洋子君） 再質問をさせていただきます。

ただいま町長から、財政面が厳しいので大変厳しい、難しいという、それを実施するのは難しいという御答弁がありました。

私も、足寄町の乳幼児等医療費助成の事業につきまして、今回を機会に少し勉強させていただきましたけれども、まず勉強した結果、最初に申し上げたいのは、足寄の乳幼児の医療費助成事業につきましては、十勝管内の他町村から見ますと、大変おくれた事業を行っていることがわかりました。

なぜかといいますと、現在、全国でも小学校就学前6歳までの外来・入院費ともに全額助成する市町村、自治体が7割にもなっております。また、今は中学校卒業まで全額助成する市町村が多くなってきております。

十勝管内の他町村の取り組みをここで紹介させていただきますけれども、ここ1年、2年でこの枠の拡大が一段と進んでおりまして、まずお隣の陸別町では、小学就学前まで、6歳まで外来・入院費ともに全額助成で、また、小学就学6歳から小学校卒業まで外来は自己負担ですが、入院費用は全額助成となっております。

次に、小学校卒業まで外来・入院ともに全額助成している鹿追町、新得町、大樹町の3町は所得制限を撤廃して実施しているほか、隣の本別町は先月の8月から実施が始まりました。

また、十勝管内で一番充実している町とし

て、町として充実している上士幌町に至っては、所得税を撤廃して中学卒業まで外来・入院ともに全額助成にしております。

村でいきますと、また中札内村、更別村は、所得制限を撤廃して外来・入院ともに全額助成し、中学卒業まで医療費は無料にしております。

帯広に近い町村に住む若い世代、子育て世代の人たちは、この若い世代の人たちの移住者を取り込む方策も含めて実施していると思われま。医療費を無料にすることで若い世代が移住してくる、こういうことでございます。

この移住を取り込む現象は、昨日誕生しました新政権が公約するところの高速道路の無料化が実現すれば、通勤範囲が広がり、この十勝管内でどこの町でも今後起こり得ることではなかろうかと思うわけです。

とにかく十勝管内の他町村は、乳幼児の医療費助成事業を充実させて、子育て世代が1人よりも二人、また複数の子供を安心して産み育てる環境づくりを考え、整えております。

町長に申し上げますが、このいずれの町村も、財政力は足寄町から見ると低いところ、または同等のところ取り組んでいるということでございます。

私がこのたびの質問に当たりまして、ある月刊誌・中央公論の10月号に、「少子化問題 子供が生まれない国」と題して特集に投稿されました一橋大学の大学院教授でございます辻琢也教授の論文を読みました。

教授が書かれた一部をここで紹介させていただきますたいんですが、「高度成長が終わり、潮が引いたように活気を失った日本社会を見渡せば、この国は世界で最も子供が生まれない国になっていた。もはや小学校は空き教室だらけで、子供の姿を見る機会は激減した。目を凝らせば、産み育てやすい地域だけに子供が生まれている」と冒頭に書かれ、「今は人口移動ばかりに焦点を当てた政策から、国も地方自治体も出生率向上対策へと大きな政策転換が必要であること。そしてこれまで都

道府県でも市町村においても、子育て支援の政策をしっかりとしているところと、そうでないところで、長い間で出生率に大きな格差が出ていること、また、今後はその格差はますます大きくなる」と書かれておりました。町長、いかがでしょうか。

昔から、子は宝と言います。子は国の宝であり、当たり前のことですが、足寄にとりましても子供は未来の足寄を担う宝です。

既に上土幌町が、全国の市町村の動きに敏感に反応し、子育て支援の一環として中学校卒業まで医療費を助成させているように、足寄の乳幼児医療助成制度を中学卒業まで拡大する考えはありませんか、御答弁伺います。

議長（吉田敏男君） 町長、答弁。

町長（安久津勝彦君） お答えをいたします。

今、高道議員から十勝管内の状況、さらには子育て支援のあり方等々を含めて、御提言も含めていただきました。

私が考えているのは、子育て支援にもいろいろございまして、確かに医療費の関係でいきますと、十勝管内でも先進と言われるか、そういう取り組みをされている町村、具体的な町村名もお聞きをしました。

私も一定のそういう情報は収集をしながら、当然担当課の方では、仮に小学生までやったらどのぐらいの財源要るのかな、あるいは中学生までとなったらどのぐらいの財源が要るのかな、こういうシミュレーションはやっているのもこれは事実でありますけれども、しかし、私が申し上げたいのは、子育て支援もいろいろある。私どもの町で取り組んでいることを、ほかの町村で取り組んでないということもあります。

ですから、私はとりわけこの医療費の関係につきましては、先ほどの答弁の中でも財源の問題を申し上げました。これは固定した、例えばわかりやすい話、例えば子育て支援手当、月額例えば何ぼ、これはもう財源というのは固定されますね、ある意味。当然数が変われば動いてくる。

ただ、医療費についてはこれは相当の、もちろん病気になったときに病院にかかるということでございますから、これは非常に確定をするというのはなかなか難しいという問題もあります。

ですから私の判断として、いろいろある子育て支援の中でこの医療費の無料化、端的に申し上げますけれども、無料化の部分については、私は極めて慎重に扱うべきかなと。

過去には、もう相当前になりますけれども、老人医療の無料化だとか、いろんなことも取り組みも、いろんな全国の自治体で取り組みをした経過もありますけれども、これは今のこれは政権も変わったからあれですけれども、当時いろいろあったのは、それがだんだんなくなってきたというのは何かというと、国の方から、そういうことまでできる自治体は裕福だろうということも含めて、財政的な問題含めているんなやりとりもあったというのもこれは事実でございます。

ちょっと余分なことも申し上げましたけれども、私が決して検討してないということではございませんけれども、今現在で例えば来年度からやっていくという考えはないという意味でお答えをしたということで、私はほかの部分での子育て支援、決して他町村に劣らないような支援はやっているというふうには自負はしているところでございますけれども、議員の御質問にある例えば来年度からこの制度化ということは、現段階ではちょっと考えてないということで、御理解賜りたいなというふうに思います。

以上でございます。

議長（吉田敏男君） 13番 高道洋子君。

13番（高道洋子君） 町長の方から、厳しい、来年度から厳しいという御答弁がございましたけれども、現在、地方自治体は、平成21年補正予算執行も一部凍結方針があったりと、そういう困惑があったり、この補正予算の編成も、国の動向を横目で見つつ、手探りの作業を余儀なくされていることも承知

しております。

政権が変わってどのようになるかというものを見ながらの町長の答弁かとも思いますけれども、民主党のこのたびの子育て手当につきましても、今後満額、2万6,000円が満額支給年度を迎えれば、日本の防衛予算も超える予算と言われるとおり、この乳幼児医療費まで国としても道としても考えが及ばないのではないかと予測できるわけです。

そこで今回、乳幼児医療の質問をするに当たりまして、私も町長の3月の行政執行、21年度の行政執行方針を読み返させていただきました。

その重点施策の一つである保健・福祉施策等は、その中で町長は、町民の集団健診の受診率のこととか、国が補助額と健診回数をふやして子育てにつながる妊婦健診のことには触れておりましたけれども、また、保育ママ制度のことについても触れておりましたけれども、足寄町独自の子育て支援につきましても、ここでは手厚くなかったようにこの21年度の行政執行方針の中で見る限り私は感じました。

町長はもともとから子育て支援には熱い思いで取り組んでいることも聞いておりますが、現に足寄保育センターも立派に完成されて、150名の定員のところを180名を超えるすごいお子さんがね、予想外の想定外の人数で、うれしい悲鳴を上げているところだと思いますけれども、そういうふうに子供が健やかに育つ環境は、着々と整備しつつあるようにも思っておりますが、それは認めております。

しかし、その反面、そういう環境は整備されつつある中、こうした医療支援の拡大、現金を払ったりいろんなお金を払う、直接払うということも大事なことは大事ですけども、こういう医療費だとか教科書だとか授業料とか、そういうことを免除していくことも、本当に子供にその予算が行き渡って、直接恩恵をこうむるといってそういう制度でないかなと思うわけです。そういう意味で子供を安全で

安心して育てていくためにも、この医療費の拡充、拡大を図っていくべきだと私は思うわけです。

最初の質問でも申し上げましたとおり、お隣の本別町は、8月から小学卒業まで拡大する事業に踏み込みました。

町長は、4月以降は厳しいというお話でございましたけれども、ちょうど次世代育成支援行動計画の中の平成17年から21年度に向けての子供プラン21足寄という冊子がございますが、これがちょうど今年度、22年から26年度でこの子供プラン21が見直される年となって、もう既に見直しているのではないかと思いますけれども、その個別事業として、この中にも3歳未満が無料だという医療費のことが書かれておりました。せめて6年生、小学校卒業まででもこの医療費助成制度を見直すことができないか、もう一度伺いたいと思います。

議長（吉田敏男君） 町長、答弁。

町長（安久津勝彦君） お答えをいたします。

この医療費制度の無料化ということも、これは子育て支援の一つの手段といえますかね、方法としては、私はそれは否定するものでもありませんし、当然そのことも条件が整えば可能なのかなという思いはしております。

ただ、先ほどから答弁しているとおり、来年の4月からというのは、ちょっと私は現段階考えてないということで申し上げたのは、これは今高道議員もお話がありましたけれども、政権交代によって民主党が掲げているいろんな政策の中には、もちろん子供支援手当もありますし、さらには学校の授業料にかかわる部分、これもすぐではないでしょうけれども免除をしていきたいとか、ですから子育て支援にはいろんな方策といえますが、それはあるというふうに思っているわけがございます。

私は、これも先ほど高道議員からお話がございますけれども、まずは今お子さんを抱

えている家庭の支援をしたいという意味で、やはり子どもセンターの充実ですとか、あるいは保育ママ制度ですとか、そういったことを独自に取り組みをさせてもらっているわけでごさいます、決してこの医療費の無料化、全然検討に値しないというそういうことは決して言うつもりもございませんし、当然一つの方法だというふうには認識してはいますが、ただ、そここのところは目下政権も変わった、あるいは国の政策のことも含めて、やはり見きわめながらこれは慎重に、一番なげ慎重にというのは、これは繰り返しになりますけれども、やっぱり必要とする財源が、これは相当その年によってプレが大きいだろうなというそんな思いもしていますから、そこら辺は引き続き、また担当課の方でも、財政の負担的なことも引き続きまた検討させていただきながら、これは将来、将来的な課題ということで検討させていただきたいということで、御理解賜りたいなというふうに思います。

議長（吉田敏男君） 13番 高道洋子君。

13番（高道洋子君） 町長から、将来的な課題ということで、絶対しないということではなかったもので、少し安心いたしました。

ただ、子育て手当もこれからは入るといってしましても、この間のテレビのアンケートを見てみたら、やっぱり私は子育て手当が子供3人いて7万から8万入ってきたとして、車のローンの借金に充てるとか、それからこれを機会に家を建てたいという人もありまして、なかなかこの子育て手当が、直接子供のための手当なんだけれども、そこへ行かないもんだなど。

そういう意味ではあれですね、授業料のことだとか、それから幼稚園の園児の保育料を無償にするとか医療費を無償にするとか、そういった政策の方が、ダイレクトに子供の恩恵になっていいのではないかと思うわけです。

最後にいたしますけれども、このたびの質

問当たりまして、さまざまに考えさせられました。その一つは行政間の地域格差の問題です。

足寄と十勝管内の町村との乳幼児医療費助成の格差、池北3町におきましても、近隣本別町、陸別町、また3歳未満までしか全額助成していない足寄と、小学入学前まで全額助成している近隣の陸別町、本別町、また、ことしの8月に本別町はなりましたけれども、年度途中で補正で小学卒業まで年齢枠を拡大したこと、また芽登坂の上にある上土幌町、足寄の近隣ですけれども、昨年から中学卒業まで大きく年齢枠を広げて実施していることを考えますときに、足寄と近隣との地域格差は大変大きいと改めて感じております。

町長は先ほどから答弁の中に、それは承知しているということでごさいますけれども、子供を育てる若い世代の心配なことは、やはり子供の病気のことで、また、万が一子供が病気になり入院でもすることになれば、若く収入の少ない世帯にとっては大変家計負担となります。

足寄町には小児科がございません。やはり風邪や内科的な内科の先生で診てもらえるのは、三つの病院がありますからいいんですけれども、専門的になりますとね、小児科がないだけに、若いお父さん、お母さんは帯広へ自家用車やバスや、またそういうことで通うことになるわけですね。大変精神的にも、また肉体的も、一番経済的にも大変な負担になって、いかばかりかと思うわけですね。

ガソリン代がかかりますから、このようなことから、私は一刻も早く年齢枠の拡大に取り組んでいただきたいと思う、願わずにはいられません。

私が求める乳幼児医療費、中学卒業まで外来・入院ともに無料にさせていただきたいという問いに対して町長は、ただいま財政が困窮していること、また新政権の動きがまだ判然としないということを理由にね、踏み込むことを今回はしませんでしたけれども、財政のことですが、足寄が財政力が高いとは申しま



せんけども、先進町村はその財政力指数、足寄と肩を並べる町が、足寄より財政力が低い町でも、子育て支援の政策として政策決定として年齢枠を拡大していると申し上げておきたいと思います。

きのうの質問の中にもね、質問あれですか、基金が47億円とかという声が何回も出ておりましたけれども、そういう健全経営も町として大事ですけれども、本当に必要で困った弱者にそういう手当を支給することも町民サービス、行政として大事なことではないかと思うわけです。

先進町村では、子供を産んでくれる、子供を産んでくれる若夫婦の定住促進と住み続けている夫婦に、もう1人子供を産んでもらう、出生率を回復させたいとの思いが強く行政にあらわれております。

今回もある女性が、年輩の女性が、実はうちの子供が上士幌へ転勤、住もうかなというふうに言ってるんだよということを聞きました。なしてと言うと、中学3年まで全部無料なんだよって、医療費がということを聞かれて、それが私の今回の質問のきっかけになったわけでございます。ですからそういう安定して安心して定住していただくためにも、また帯広や近隣町村から、または十勝管内から、また札幌から道内から、この中学卒業まで無料ということによってあれですね、移住してくる人が1人でふえるためにも、この政策を来年だめだと言いましたけども、気持ちを変えて実行していただきたいと強く思うところです。

足寄の町が出産の産声が1人でも多く聞こえる町に、そして他の自治体との再生力格差に負けない事業として、一日も早く実施に取り組んでいただきたいと申し上げます。最後にもう一度町長の決意を伺いたいと思います。それで終わりたいと思います。

議長（吉田敏男君） 町長、答弁。

町長（安久津勝彦君） お答えをいたします。

高道議員から御指摘のとおり、この医療費

に関する助成については、決して必ずしも足寄町がトップを走ってるなんていう認識はございませんし、むしろおかれているのではないのかという御指摘、それについてはそのとおりなのかなというふうにも認識しているところでございます。

ただ、御判断をぜひしていただきたいのは、先ほど来から言っているとおり、子育て支援といってもいろいろな取り組みがあるわけでありまして。

とりわけ私どもの子どもセンター、一例だけ挙げますけれども、子どもセンターを建設するときにも、これはうちの町の実情もありました。常設保育所、それから保育に欠けない、幼稚園とまでいきませんがそれでもありました。

これは厚労省の方に特区の申請をし、同じ建物の中で子供を預かるというような仕組み、これは十勝管内では私どもはトップバッターを切りました。

恐らく十勝管内でも、まだ今のところ恐らく、私が把握しているのは、恐らく士幌町がそこにまた行ったのかなという気はしますが、そういった進んだ取り組みもしているのも実施でございまして、さらには議員も仰せのとおり保育ママ制度も、要するに保育所に入りたい、そこに入れなければ働きたくても働けないという、ですからこれはある意味優先順位と表現した方が合ってるのかなという気はしますが、そこら辺は、私どもも政策の展開の中でそれは十分に検討をしながら、まずはこれをやろうと、こういうことをやろうというふうに思っているところでございます。

当然議員が言われているこの医療費の無料化のことについても、繰り返しになりますけれども、これも一つの方法だというふうに認識してまします。

ただ、私は本当にまた、またそうやって言うのかと言われるかもしれませんが、私は種々検討する中で、先ほど来から答弁しているとおり、財源的にも含めて可能で

あれば、できることであれば、それはやることはやぶさかでないというふうに思ってますけれども、ただ、私は現段階では、それよりも先にやるのがもっとあるのかなと、そんな思いもしています。

ですから、そこら辺も含めてこれは将来に向けて十分、政策の判断ですから、十分検討をさせていただいて対応してまいりたいというふうに思いますので、ぜひ御理解をいただきたいなというふうに思います。

以上でございます。

議長（吉田敏男君） これにて、13番高道洋子君の一般質問を終わります。

これで、一般質問を終わります。

#### 議案第92号～議案第98号

議長（吉田敏男君） 日程第2 議案第92号平成21年度足寄町一般会計補正予算（第8号）の件から日程第8 議案第98号平成21年度足寄町上水道事業会計補正予算（第2号）までの7件を一括議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長安久津勝彦君。

町長（安久津勝彦君） ただいま議題となりました議案第92号平成21年度足寄町一般会計補正予算（第8号）から議案第98号平成21年度足寄町上水道事業会計補正予算（第2号）まで、一括提案理由の御説明を申し上げます。

1ページをお願いいたします。議案第92号平成21年度足寄町一般会計補正予算（第8号）について御説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7億826万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ92億536万1,000円とするものでございます。

歳出の主な事項から御説明を申し上げます。

14ページをお願いいたします。総務費、総務管理費、文書広報費、報償費におきま

て、東京と足寄を結ぶふるさと会が30回目の開催となる節目として、多くの参加者を募ることや、これまでのふるさと応援に感謝し、足寄に帰省していただく機会を提供するため、航空券代3名分24万4,000円を計上いたしました。

財産管理費、工事請負費におきまして、町有建物解体工事といたしまして2,317万4,000円を計上いたしました。

銀河線跡地整備費、工事請負費におきまして、銀河線鉄道施設撤去工事といたしまして9,200万6,000円を計上いたしました。

情報化推進費、委託料におきまして、携帯電話基地局設計管理業務といたしまして5,439万円を計上いたしました。

工事請負費におきまして、衛星ブロードバンド機器設置工事661万5,000円、携帯電話基地局整備工事1億8,398万2,000円、携帯電話伝送路整備工事1億3,510万円をそれぞれ計上いたしました。

16ページをお願いいたします。備品購入費におきまして、衛星ブロードバンド機器一式661万5,000円、携帯電話基地局電気通信設備一式6,928万9,000円をそれぞれ計上いたしました。

18ページをお願いいたします。民生費、児童福祉費、児童福祉総務費、負担金補助及び交付金におきまして、子育て応援特別手当といたしまして655万2,000円を計上いたしました。

20ページをお願いいたします。農林水産業費、林業費、水源林造林事業費、役務費におきまして、手数料といたしまして817万2,000円を計上いたしました。

工事請負費におきまして、作業道整備工事といたしまして520万8,000円を計上いたしました。

22ページをお願いいたします。商工費、商工振興費、負担金補助及び交付金におきまして、プレミアム付商品券発行支援事業補助金1,000万円、ポイントカード導入支援

事業補助金2,489万4,000円をそれぞれ計上いたしました。

土木費、道路橋梁費、道路新設改良費、委託料におきまして、旧鉄道敷地道路等概略調査設計業務といたしまして525万円を計上いたしました。

都市計画費、土地区画整理費、繰出金におきまして、足寄都市計画足寄市街地区土地区画整理事業特別会計繰出金といたしまして1,626万円を計上いたしました。

まちづくり交付金事業費、委託料におきまして、あしよる銀河ホール21改修実施設計業務といたしまして1,574万円を計上いたしました。

24ページをお願いいたします。消防費、消防施設費、負担金補助及び交付金におきまして、池北3町行政事務組合消防負担金といたしまして1,197万9,000円を計上いたしました。

以上で歳出を終わり、次に、歳入について御説明を申し上げます。

8ページにお戻りください。地方交付税におきまして、普通地方交付税といたしまして1億4,329万5,000円を計上いたしました。

分担金及び負担金、分担金、総務費分担金、総務管理費分担金におきまして、携帯電話エリア整備事業分担金といたしまして616万8,000円を計上いたしました。

負担金、総務費負担金、総務管理費負担金におきまして、衛星ブロードバンド整備事業負担金といたしまして88万2,000円を計上いたしました。

国庫支出金、国庫補助金、総務費国庫補助金、総務管理費国庫補助金におきまして、町有財産解体事業に対します地域活性化経済危機対策臨時交付金1,817万円、携帯電話エリア整備事業及び衛星ブロードバンド整備事業に対します地域情報通信基盤整備推進事業国庫交付金4,944万3,000円、地域活性化公共投資臨時交付金1億4,262万円をそれぞれ計上いたしました。

民生費国庫補助金、児童福祉費国庫補助金におきまして、子育て応援特別手当交付金交付事業費国庫補助金といたしまして759万5,000円を計上いたしました。

商工費国庫補助金におきまして、プレミアム付商品券発行支援事業及びポイントカード導入支援事業に対します地域活性化経済危機対策臨時交付金3,400万円を計上いたしました。

消防費国庫補助金におきまして、消防施設整備に対します地域活性化経済危機対策臨時交付金といたしまして1,100万円を計上いたしました。

10ページをお願いいたします。道支出金、道補助金、総務費道補助金、総務管理費道補助金におきまして、携帯電話エリア整備事業道補助金といたしまして2億4,671万7,000円を計上いたしました。

繰入金、基金繰入金におきまして、財政調整基金繰入金1億2,499万4,000円を減額、ふるさと銀河線跡地活用等振興基金繰入金といたしまして1億1,190万1,000円を計上いたしました。

繰越金、前年度繰越金におきまして、純繰越金といたしまして1,849万5,000円を計上いたしました。

12ページをお願いいたします。諸収入、雑入におきまして、水源林造林事業収入といたしまして1,368万4,000円を計上いたしました。

以上で、歳入を終わらせていただきます。

4ページにお戻りください。第2表地方債補正、変更2件をお願いいたしました。

以上で、平成21年度足寄町一般会計補正予算(第8号)についての説明を終わらせていただきますが、国の経済対策として交付されます地域活性化経済危機対策臨時交付金事業、本町の交付額2億8,200万円の事業についてであります。7月の第6回臨時会と本定例会でお願いしておりますもので、ほぼ計上させていただきました。事業執行が

進み執行残による事業調整等が予想されますので、見通しが立った時点で、再度報告をさせていただきます。

また、さきの第6回臨時会の高橋議員の御質問にお答えいたしました、車両購入の際の環境対応車への買いかえ購入補助と経済危機対策臨時交付金の二重適用の判断につきまして、7月30日付にて事務連絡により、自治体からの補助を活用した事業者等は併用できるが、自治体は補助金の併用ができない旨の通知がありましたので、答弁内容が異なりますことから、訂正をさせていただきますと存じます。

次に、特別会計について御説明を申し上げます。

27ページをお願いいたします。議案第93号平成21年度足寄町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について御説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,996万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億9,956万4,000円とするものでございます。

補正の内容についてでございますが、歳入歳出とも特に説明すべき事項がございませんので、説明を省略させていただきます。

次に、39ページをお願いいたします。議案第94号平成21年度足寄町老人保健特別会計補正予算（第2号）について御説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,359万6,000円とするものでございます。

補正の内容でございますが、歳入歳出ともに特に説明すべき事項がございませんので、説明を省略させていただきます。

次に、47ページをお願いいたします。議案第95号平成21年度足寄町介護保険特別会計補正予算（第2号）について御説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ22万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億6,989万5,000円とするものでございます。

補正の内容につきまして、歳入歳出とも特に説明すべき事項がございませんので、説明を省略させていただきます。

次に、57ページをお願いいたします。議案第96号平成21年度足寄町足寄都市計画足寄市街地区土地区画整理事業特別会計補正予算（第4号）について御説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,886万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億7,228万8,000円とするものでございます。

歳出の主な事項から御説明申し上げます。

64ページをお願いいたします。事業費、委託料におきまして、事業実施計画変更業務といたしまして420万5,000円、仮換地修正仮杭設置業務といたしまして361万2,000円、仮精算業務といたしまして114万3,000円をそれぞれ計上いたしました。

工事請負費におきまして、旧鉄道敷地整備工事といたしまして449万4,000円、宅地整備工事といたしまして426万3,000円をそれぞれ計上いたしました。

以上で歳出を終わり、次に、歳入について御説明申し上げます。

62ページにお戻りください。繰入金、他会計繰入金、一般会計繰入金といたしまして1,626万円を計上いたしました。

次に、67ページをお願いいたします。議案第97号平成21年度足寄町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について御説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ58万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,441万8,000円とするものでございます。

補正の内容でございますが、特に説明すべき事項がございませんので、説明を省略させていただきます。

次に、75ページをお願いいたします。議案第98号平成21年度足寄町上水道事業会計補正予算(第2号)について御説明を申し上げます。

資本的支出の総額に80万3,000円を追加し、資本的支出の総額を1億6,317万5,000円とするものでございます。

資本的収入額が資本的支出額に対して不足する補正額80万3,000円は、建設改良積立金80万3,000円で補てんするものであります。

支出の補正額80万3,000円は、メーター器の購入費用であります。

以上で、議案第92号平成21年度足寄町一般会計補正予算(第8号)から議案第98号平成21年度足寄町上水道事業会計補正予算(第2号)まで、一括提案理由の御説明とさせていただきますので、御審議賜りますようお願いを申し上げます。

議長(吉田敏男君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

ここで、暫時休憩をいたします。11時5分から始めたいと思います。

午前10時53分 休憩

午前11時05分 再開

議長(吉田敏男君) 休憩を閉じ、会議を再開をいたします。

これから、議案第92号平成21年度足寄町一般会計補正予算(第8号)の件の質疑を行います。

14ページをお開きください。歳出から始めます。款で進めます。第1款議会費、質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田敏男君) 第2款総務費。

4番 井脇昌美君。

4番(井脇昌美君) この節で15節の工事請負費ですかね、この中で2,317万4,000円の交付金事業としての示されている

のがこれはわかるんですけど、旧公民館、旧上足寄小学校、旧足寄児童館の解体整備を行うと。もう1カ所、旧職員住宅と書いてあるんですけど、これは所在地はまずどこなんですか、お伺いをいたしたいと思います。

議長(吉田敏男君) 総務課長、答弁。

総務課長(大塚博正君) お答え申し上げます。

南7条の4丁目でございますが、昔、郊南団地と言っていたところにありました職員住宅でございます。

議長(吉田敏男君) 4番 井脇昌美君。

4番(井脇昌美君) 今わかりました。この旧職員住宅が南7条4丁目のまず所在地だということで、すべて総額で2,317万4,000円のこれ一括でのもしあればしたら、内訳をちょっと示していただければありがたいんですけど。

議長(吉田敏男君) 総務課長、答弁。

総務課長(大塚博正君) お答え申し上げます。

職員住宅が112万程度、それから上稲牛が300万程度、それから公民館が1,700万、それから上足寄児童館が200万程度ということで、合わせまして2,317万4,000円となっております。

議長(吉田敏男君) 他に質疑はございませんか。

9番 矢野利恵子君。

9番(矢野利恵子君) 旅費のことなんですけれども、例えば職員の方が東京へ行ったりするときに飛行機賃がかかるわけなんですけれども、その場合に、よく株主優待券、半額になる、それを買って、それを利用して、もうちょっと航空券を安くしていくというようなことは考えることはできないのかなというのをお聞きしたい思います。

議長(吉田敏男君) 総務課長、答弁。

総務課長(大塚博正君) お答え申し上げます。

町が株主となってそれを利用するというようなことであれば、そこにはないんですけど、

個人個々が持っていたものとか、それから早割ですとか、今インターネット等でやれば安く買えるというようなことがあります、今、今年度からきちとしようということで実費支給ということになってますので、各航空会社で求めたものの請求書ですとか半券ですとか、それから支払った領収書等を確認して、実際に購入した額をもって旅費を支給するというふうになってございますので、航空運賃、払った額と同額、旅費対象額となっております。

議長（吉田敏男君） 9番 矢野利恵子君。

9番（矢野利恵子君） それでは、払った額同額だから、高く買う人もいれば安く買う人もいるということですね。その場合に、やはり町の奨励として、例えばインターネットのオークションで半額券を一番高いときで8,000円ぐらいかな、一番安いときでは本当に1,000円、2,000円、私も連休に使うからということで友達に頼まれて1枚3,000円で買ったこともあるけれども、それが半額券で使えるから、そういうふうにもっと安い航空運賃をといるそのやり方をしてくれというふうに奨励することはできないのかなと。

航空運賃って、その切符買うのは一体だれ、職員自身で買うんですか、それとも総務課の職員の方が買うんですか。やはりその買う方に頼んでもっと安いやり方、一番安いやり方で航空券買ってほしいというふうに奨励するというか、要望出すという説明で、そういうことはできないのかなということをお聞きしたいと思います。

議長（吉田敏男君） 総務課長、答弁。

総務課長（大塚博正君） その辺、言われるとおりでございます、職員の方にはそういったことで指導してますし、ただ、出張が前もってわかるというような場合でしたら、一定程度その期間もありますけれども、こちらにそういった業務で情報が入ってくる場合の研修とか講習とかという期間の、こちらに

通知が来て、じゃあそれに出るとかというもので、買うまでの期間とかいろいろありますので、それらについてはその期間期間で対応できるかどうか、また、空席状況とかいろいろありますから、そういったことでは全部が全部対応できるかというふうにはならないかもしれませんが、一応安いところを当たるといことは、職員にはお願いをしていこうといことはやっていきたいと思っております。そういったことで御理解いただきたいと思います。

議長（吉田敏男君） 他に質疑はございませんか。

8番 高橋幸雄君。

8番（高橋幸雄君） 今、9番議員から出された関係なんですけど、今の答弁の中が必ずしも私は是だなと思っていないんですよ。

足寄町は4月以降そういう執行してるということをお聞きしましたけど、まず問題点は何か一つという、何が問題点かという、出張者が命令を受けて行く出張の職員が、みずから資金を使ってチケットを購入するって、その辺がおかしいんじゃないかと思うんですよ、その辺が。

だから、それはあくまでも総務課長答弁のように、職員の皆さん方に奨励をして、努めて行政コストを下げるべくお願いしてると、これにすぎないんですよ。

本来そういうことではなくて公金と資金の関係、要するに立て替え払いしてるようなものですから、立て替え払い制度なんていうのは法律で禁じられてますよということ、旅行先における特殊な例以外は、そういう概念からいっても私は適当でないと。

その場合は、例えば従来、昔からなってるのは、本人が先ほどの株主優待券の問題、よく新聞、北海道新聞のデリバリーに載ってますよね、あれを見たときに、7,000円からだんだん、求めるのは5,000円とかと言ってますけど、僕、インターネットのことは個人的に9番議員から聞いたことがあります

けどね、あれを買ったときに、前売りでもって航空券チケットを買ったときに、仮に2分の1になったとしてもね、要するにプライベートでチケットを売りたいという人の情報を得ていただくそのコストまずかかってますよね。

もろもろ考えたときに、プライベートのことはどうでもいいんですけども、それともう一つは、本人がみがずから割引を得る状況の方がいますね、航空株主もさることながら違った形の中で。例えば代表監査委員もしかりね、それは従来から課題だったんですよ。それは財務的にどうとらえるのかということ。

これはオーケーなんですよ、それは。例えば2分の1になるから2分の1支給するというものではないということで、いろいろとセミナーで研究した経過あるんですよ。相当前の話ですけどね。

現時点の条件に戻りますれば、私は必ずしも出張職員に対して立て替え払いをしてね、そして領収書をつけて、できるだけ旅費が少なくなるためにコストを下げるなんていうやり方は私は邪道だと。

その場合のコストを下げるというのは、確かに総務課長おっしゃってるように、突然会議が出る場合は例外として、ほとんど例えば議長会だって町村会だって、会場の関係まで、日程なんかも相当、場合によっては1年も前から総会で議決されて、会場確保の問題で決まっていますよね。

そういうことを推しはかったときには、やはり事務方が、総務課で手配するのかどうか分かりませんが、議会なら議会事務局で手配するんでしょうけど、そういうものをきちっとチケットを購入して、そういうコストかからん手だてをするというのが大原則ですから、私は、職員にインターネットであれ何であれそれを奨励して資金を立て替えさせるなんて、そしてその領収書を添付して出張命令の出張旅費額に記載するということが自体は、私はいかがなもんだらうかという疑問を

呈さざるを得ないんですよ。

その前提たるものは、先ほどから申し上げてますように資金の立て替え払いですよ。私はそういうことにはならないだろうと。

緊急の場合は当然ありましようけども、通常の場合はそんな例はシェア率は少ないと思うんですよ。ましてや重責ある方の出張なんていうのは、それ相当の会場との関係で、先ほど申し上げたようにスケジュールなんかびっちり決まってるわけですから、したがって、例えば管理職の皆さんだって、一定の全道レベルなりそういう会議、あるいは全国レベルの会議のときは当然同じような状況下にあるわけですから、それはきちっと整理をしてね、命令権者の方、命令権者を補佐する事務方がやっぱり手配するという、こういう原理原則に私はとるべきだと思うんですよ。いかがですか。

そうでないと、例えば協力促したって、前売りだっているいろいろなやつ4通りぐらいありますよね、どの通りをとったんですかと、領収書添付するから、それはそれによってというけど、私はそれは邪道だと、公的に扱う旅費のあり方でないと、このように申し上げたいんですが、町長いかがですか、そう思いませんか。仮に今、4月以降そのようにやっていたとしても、私はいかがなもんだらうかなと。

コスト面では、確かに御努力なさってる行政行為については私は否定はいたしませんけども、公金という意味からいきますれば、私はそういうことではならんのでないかなと、このような思いを持ってるんですが、いかがでしょうか。町長、答弁してみてください。もう事務的なことはわかりました、結構です。

議長（吉田敏男君） 総務課長、答弁。

総務課長（大塚博正君） お答え申し上げます。

概算払いでの旅費ということでございますので、今、議員から御指摘受けたように精算

で、精算といいますか、前もって指標を出しておくというようなシステムはとってごさいませんで、概算払い出た段階で旅行会社等に支払いができるというような制度で今のところ取り扱っておりますので、御理解いただきたいと思います。

議長（吉田敏男君） 8番 高橋幸雄君。

8番（高橋幸雄君） 出張命令もらって概算です、あと帰ってきて速やかに精算行為に基づくんですね、そのことは手続上は、私も監査委員職にあった経験あり、よく伝票上等の処理はよく承知してるんですけどね、その段階においても同じこと言えるんですよ、その段階においても。

例えば、本来だったら出張命令そのものがね、ワイヤーきく状況にあればそのことが、それだって資金立て替えになりますでしょう。概算払いもらうこともありますよね。そんなに早く旅費の概算払いお支払いしませんでしょう。

私なんか、もうその先にどこかへお金がなくなる可能性あります、そんなに早くもらったら。1ヵ月前にもらったら。普通はそんな1ヵ月前に概算払い支払って私はないと思いますよ、支出行為の中では。

通常なら、やはり旅行に行く1週間前とか、一般論でいきますればね。ただ、行政コストを下げたいと考えたとき、少なくとも30日前でないとか全くそういう対象になりませんので、それで概算払い支払うのだったら、そんなことになりませんか、

来月の10日に行くのに、9月の10日に概算払いで職員の手元に旅費するかってお金が届くなんていうこと普通あり得ませんよね、一般論としては。それを防ぐというのは、やっぱり行政手続上の中で出張命令をする者が、その事務方の者が予定がはっきりわかってるわけですから、みずからその行政コストを得るためのやっぱり一定の旅費に伴う事務手続をするというのが私は正解でないかなと、このように思うんですがいかがでしょうかね。どうぞ、町長どう答弁しても、事務

的なことはもう承知の上でお話し申し上げてるんですから、どうぞ。

議長（吉田敏男君） 町長、答弁。

町長（安久津勝彦君） それでは、私の方からお答えをいたします。

先ほど来から総務課長が答弁しているとおり、従来の航空券の旅費の支給については、定額の支給ということでございましたけれども、これは議会の方からも一定の御指摘もいただきながら、今年度から実費支給ということで対応しているということでございます。

東京まで行くというのは、ほとんど私が副町長が主なところでございまして、職員というのは年に数回ということでございます。

当然、私どもが行く場合については、全部、総務課の方で全部手配もしていただくということになってございますけれども、今、議員が御指摘のとおり、やっぱり本人が早割で一時立て替え払い、本当に合ってるのかというと、これは御指摘のとおりだというふうに思いますから、そのことは、御指摘も踏まえながらそういった体制をとるべく、至急ちょっと内部調整をしたいというふうに思いますので、御理解賜りたいというふうに思います。

以上でございます。

議長（吉田敏男君） 他に総務費、ございませんか。

次、16ページをお開きください。第3款 民生費、質疑はございませんか。

12番 大久保優君。

12番（大久保 優君） 3項の目の2の件についてお尋ねしたいと思います。子どもセンター運営費の中の加湿器の補正なんですけれども、説明資料によると老朽化ということで、たった建設して3年目に入ってるということで、どうもおかしいと思ってお聞きしたところ、要するに古い加湿器を持ってきてつけたということなんですね。それで現在老朽化という表示があったと思うんです、だと思っんです。

それで、要するにこの加湿器の設置に当た



りまして、やっぱりいかに経費を削減してやるかという考えはよろしいと思うんですよ。ところが耐用年数もろもろ考えて、わずか設置して3年目にまた交換するというような、そういうようなむだな経費がかかると思うんですよ。その辺ももっとしっかりした形で、中古、古いやつしかつけられなかったのか、お伺いしたいと思うんですよ。

議長（吉田敏男君） 副町長、答弁。

副町長（田中幸壽君） お答えをいたします。

老朽化をしたという加湿器というのは、もともとは体育館、総合体育館、平成元年、2年ぐらいたったと思いますけれども建設をされた時点で、2台の加湿器を購入しております。

移動式の加湿器だったんですけれども、それ以降使っていたわけですが、今回、子どもセンターが建設時に利用していなかったの、そちらの方にその2台の加湿器を持って行って利用をしていたということでございまして、耐用年数的にいけば相当期間にわたっての利用で、そろそろ壊れてもというような状況でありました。

建設当時から加湿器を一定程度つければよかったですけれども、そういった別に利用できる加湿器があったものですから、そういったことで一部利用したということで御理解を願いたいと思いますし、今回の加湿器につきましても、金額も大きいんですけれども、一定の給水、排水設備、配管等々も伴った加湿器を設置をする予定になっておりますので、今回いろいろ騒がれておりますインフルエンザ等々の対策等々も含めて、こういったことで今回予算計上をさせていただきましたので、御理解のほどよろしくお願ひしたいというふうに思います。

議長（吉田敏男君） 他に質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 次に18ページ、第4款衛生費。

13番 高道洋子君。

13番（高道洋子君） 衛生費の中の需用費、11節ですか、説明の中に火葬場墓地管理費が147万1,000円と計上してありますけれども、この説明をお願いします。

議長（吉田敏男君） 住民課長、答弁。

住民課長（中鉢武美君） お答えいたします。

説明項目に火葬場墓地管理費とありますが、今回補正を上げたものにつきましては、火葬場の新設に伴いましてかかる経費として計上した部分でございます。

以上でございます。

議長（吉田敏男君） 13番 高道洋子君。

13番（高道洋子君） 私がここで質問したいのは、墓地管理費の方のことなんですけれども、これが新しい火葬場の費用で、管理費の方ではないというような今お答えでしたけれども、実は墓地のここに管理費と出ているから質問するんですけれども、以前から、足寄町の墓地は汚くて汚くて大変汚れていて、墓地の方ですね、大変乱雑で大変だということが以前から言われており、他町村の人、親戚の人がお彼岸とかお盆に来て、恥ずかしいということをよく言われておりました。

春と、特にごみを捨てないでくださいという看板の場所にたくさんごみが捨ててあってというお話が、前回は高橋議員の方からも以前ここで話題がありましてね、質問されておりましたけれども、その後、その後なんですけど、町民の複数の方からも、まだ汚いよと、あれ何とかならないのかいということで、それはその人は毎月お墓参りに行く人なものですから、そしてそういうことで私も、それも1人でなくて複数の人から言われまして、それでいつも担当のところへね、課長のところにも担当の方のところにも、こういう訴えがあるということで伺いましてね、ことしになって、御供物はお持ち帰りくださいという看板が何本か立ちました。

それによって、本当に私も何回もそんなわけでお墓に行く機会がふえましてね、そしてら本当に御供物を上げない人が多くなってきました。そして看板のところにもごみがなくなって、それから自治会の回覧にも、お持ち帰りくださいという自治会回覧板も出て、本当にいい傾向だなというふうに改善されたと評価しております。

でも、先日お盆の後に行きましたらね、やっぱり本来墓というのは、墓の持ち主が管理すべきことなんです。本来ね、個人個々が。だけど、管理者が町ということもあって、そういう訴えが電話で来るんですけども、やっぱり何割の方がね、もうきれいにはなってるんだけど、落雁とかグレープフルーツとか果物ですね、それを上げていく人がやっぱり見受けられて、そこへカラスが直撃して、隣の隣のお墓までもそれが飛んでいってるんですね。キツネも来まして、夜。

それで、やっぱりせつかくきれいに持っていった人のためにもね、そこに落雁が飛んでいたりしてその袋が破れたひどい状態で行ってます。それがやっぱり何割かまだ徹底されていないということと、残念なことに、それと春のお彼岸には除雪ができてなくて、大変何人かの方からも、除雪ができてないよという、苦勞したと、あそこへ入っていくのに。そういうお話もありました。

そこでつい最近も行ってきましたら、今度花がですね、お盆の後の花が、後から取りに行くとは言ってるんですけど、取りに行ってる人は少なく、花が全部枯れススキみたいになってもう枯れましてね、お盆から相当日にち過ぎてますから、それが大変汚く目に映りました。

ずっと以前はすごくきれいだったんだよという声も言うんですけども、やはり私は、町民をお墓の持ち主、またそれをお参りする人の教育等も、教育ですね、それも含めてお盆と2回のお彼岸の前後に、シルバー人材の人をお願いして見回りするなり、そこにお参りに来た人を教育するとか、そういう体制を

とったらどうかと思うのですが、いかがでしょうか。

議長（吉田敏男君） 住民課長、答弁。

住民課長（中鉢武美君） 今年度というか、御指摘のとおり、お持ち帰りくださいということの看板等の効果は出ているというふうに私どもも判断しております。

なおかつ、まだ持ち帰りがされてないという方も多々ありますので、それに向けては、また再度、自治会回覧等を通じながらやっていきたいと思ってますし、御指摘のシルバー人材高齢者就労センターなりの部分につきましては、あくまでも春先の除雪だとかについては、メインの道路のところまではやっておりますけれども、個々のお墓の方までは、そこまではちょっと手が回らないということで、御理解をいただきたいというふうに考えています。

あと、供物のそういった清掃については、またこれからの中で検討させていただきたいと思えます。

議長（吉田敏男君） 13番 高道洋子君。

13番（高道洋子君） 検討していただきたいと思えます。本当に火葬場が今回ことしすばらしい立派な火葬場ができますから、お墓の方も本当に足寄は火葬場もお墓も本当にすばらしいと、だれが来てもね、さわやかでいいというようなふうに環境づくりをお願いしたいと思えます。

以上です。

議長（吉田敏男君） 8番 高橋幸雄君。

8番（高橋幸雄君） ただいまの墓地管理の関係で質疑が出てましたんですけど、まさにこの問題についても、過日の会議の中でお尋ねして指摘をさせていただいた経過ありますけど、私は余りお墓には余り興味はないんですけど、ただ、今、担当課長言うように、そのときこの本会議場で話したときは、お持ち帰りくださいという看板の中でどっさりあると、そのことは、町長もみずから行ったときにそれは私の目で見てますという御答弁で

したよね。

今回、特に火葬場が建設されるということもあり、特にやっぱりそれにまつわる墓地というものをね、ふさわしいようなやっぱり整備、環境整備を私はすべきだと思うんですよ。

それで過日お盆の際に、本別の火葬場、20名ぐらいでちょっとお参りにお花持って行って、当日は15日の日でしたけども、恐らく、その方ともちょっとお話ししましたけど、高齢者のそういうシルバーセンターか何かの方、本別さんどんな仕組みかはよくわかりませんが、お話ししました。ブラシカッターでずっと火葬場のあるこの墓地、墓地、まだ弥生の方にもあるし、町に何か3カ所あるそうですけどね、そういう一生懸命草刈りやっておりました、きれいにね。うちの町の場合も、その辺はもう少し機能的、かつコストも考えて適切にやっぱりやるべきでないかなと。

過般、どなたか、井脇議員か何か、私の記憶に定かでない、どなたかちょっと、いずれにしても議員の方から言われたのは、彼岸ったら9月しかないなと思ったら、春先の話をしておりますね、私ちょっと仏教にうといもんですから、そのときにやはりあれですね、個別の升の区画の中の墓地については、当然本人の自己責任わかるんですけどね、最初聞いたときは、火葬場に行く道路かなと思ったら、道路は例えば火葬場に利用があるから、あそこは除雪してないことございません。

よく聞いてみたら、一定の箇所の大きな通路のことをおっしゃってましたね。まるっきり雪が深くって、冬の話ですよ。彼岸ったら私は6月しか頭になかったものですから、ああ、そういうことを言われたらそういうこともあるなと。

まさかあれですね、一般的に同じコミュニティ地域社会の中では皆さんに協力してやるというけど、なかなか墓地という性格上、当町に在住していない方がお参りに来るという

ケースも当然ありますよね。そういうことを想定したときに、やっぱりその辺は考えなきゃならんのかなという思いを、その話を承ったときにお聞きしたんですよ。

だから、ことは先月も二つぐらいお葬儀があつてね、火葬場にも2時間ほど、茶毘に付されてる間待っていてずっと火葬場回りましたけどね、昨年ほどではないですけども、いずれにしても今13番議員の指摘したような状況下にあることはまた事実だと思いますんでね、なお一層この辺をどのようにしていくのかなと。

それと、もう一つはあれですよ、過日、一般質問した際に無縁仏の供養塔の話しましたね。それはあくまでも、そういう種のもので、行政がみずから執行できないということで社会福祉協議会に執行させたと。

どうなってるのかなと思って、きのうでしたか、大高さんという局長の方とフロアで会ったら、もう建設します、御案内しますよと、場所は以前あった個人の寄附で建てた供養塔の横にあったその辺に、議会終わったら見に、御案内しますから御案内しますって、私、車運転できますから結構ですということで、みずから見ようかなと思ってもいたんですけど、そういう施設等もあるもんですからね。

そんな細かいところまで、墓地の花をとって歩くとか落雁をとって歩くという、そんなとこまでどうのこうのということをおし上げませんが、それはその種のお参りした状況の時期的な中で池田町の例も出ささせていただきますけど、やっぱりその期間の、それほど行政コストはかからないと思うんですよ。そしてやっぱり徹底していくとか、あるいはお彼岸の春・秋のお彼岸の関係、特に春は雪の関係もありましょね、北海道の場合ですから。

もろもろそれは体系的にきちっとしたやっぱり、建物はいい火葬場ができたけど、行く途中の火葬場がね、自己責任といえども、まず見られない状況だというのはいかがなもん

かなと思いますので、それこそ仏つくって魂入れないみたいなもんですから、その辺も含めてひとつ、善処方すべくひとつ執行のあり方を考えていただきたいと思います、御所見をどうぞ。

議長（吉田敏男君） 町長、答弁。

町長（安久津勝彦君） お答えをいたします。

本当に今は墓地のことでのお話でございますけれども、本当にごみの問題というのは、なかなか一般の道路も、駐車帯に例えばごみ箱を置いておいたら、もうあふれてどうしようもないと、それがごみ箱を撤去したらきれいになったとか、いろんな難しい点があります。

これは御発言あるとおり、基本的には、お供え物等についてはやっぱり自己責任でしっかり管理をしていく、それについてはまた引き続き啓蒙もしていきたいというふうに思っております。

ただ、御指摘のように、そうはいても、実態として冬期間の除雪の問題、あるいはお彼岸時期等々のこともありますから、そこら辺のところは節目節目で何らかの対応をすべきなのかなというそんな思いもありますから、これは担当課の方と、どういう形がとるのがいいのか、余りこれまたやり過ぎちゃうと、いや、置いておけばやってくれるんだわなんて、こんな気持ちになられたらこれは大変なことでありますから、そこのところを少し検討させていただいて、対処してまいりたいというふうに思います。

議長（吉田敏男君） 他に。

12番 大久保優君。

12番（大久保 優君） 今の質問、答弁をお聞きしたんですけれども、あなた方理事者も当然彼岸には、春先にはお参りしてるんですよね。あんな状態でいいと思ってるんですか、あなた方は。私たちから指摘されるまで、何もしないということはありません。

あの通路、縦の通路ありますよね、あれで

は歩けないんですよ、だれもね。それをあなた方が行ってわかって、何もしないという手はないでしょう。それが本当に住民サービスに徹してないと思うんですよ。そんないいかげんな話ないと思います、それは。何で議会で指摘しないと問題にならない、あなた方は自分たちで話し合っていることだ、そんなことは。

そして先ほど2人の議員が言われましたけれども、花だとか、そういうものは絶対残りますよ、何ぼ啓蒙したって。地元ばかりじゃないんですから。だから終わったらやっぱり行政で1回それを就労センターとかにかけてきちっと整理すると、そんなこと何できちんとできないんですか、あなた方は。ぬるいんじゃないですか、考えが少し。

議長（吉田敏男君） 町長、答弁。

町長（安久津勝彦君） 御指摘でございますけれども、私も年に何回かは行きますけれども、そんな通路が通れない状況なんてというのは、私は全然そういうところには遭遇したことはございません。

もしそういうことがあるとすれば、それを直ちに御指摘をいただきたいというふうに思いますし、ただ、これは繰り返しになりますけれども、やはりお供え物、これは花も含めて、これはやはりそれぞれ自己管理をしていただくというのがやっぱり私は基本的なことだというふうに思います。

これは確かに今都会なんかに行きますと、民間の方で墓地なんかも運営をしているところもございますけれども、やはりこれは公営の墓地でございますしね、これは何とかそこところは引き続き啓蒙をして、やはり本当にお墓という大事なところでございますから、やっぱり我々の先祖がそこに骨があるわけありますから、これは引き続き啓蒙していく。

そして、万が一そんな状態があるとすれば、もちろんうちの方には囑託職員が管理の担当者でありますから、そこら辺はまたしっかりと体制確認をしながら、そんな通路も通

れないような状況なんて、これは決してあってはならんことです。そこら辺は、先ほどの高橋議員の御質問にもお答えしたとおり、やはり節目節目でこれは必要であればそういった対応もしていきたいというふうに思いますので、御理解賜りたいというふうに思います。

以上でございます。

議長（吉田敏男君） 12番 大久保優君。

12番（大久保 優君） 町長はことしの春の彼岸にはお参りに行かれましたか。行ってないでしょう。町長それ体験してないって不思議なんですよ。

去年、ことしの3月の彼岸にも、通常の皆さん使う通路ね、縦と横に何本かありますよね。あそこ歩けないんですよ、実際に。皆さん体験してないんですか、それを。おかしいと思うんですよ。

だからその辺きちっと対応してもらうのと、先ほど町長も、やっぱり自己責任だと思うんですよ、花、供養物を片づけるというのは。それは確かに啓蒙しても、地元ばかりじゃないですから、地方から来て供えていく人もいるわけだから。やはり終わって1週間もしたらやはり見回って整理するとか、そのぐらいしておかないと、現状はそうならんと思います。その辺努力していただきたいと思うんです。

議長（吉田敏男君） 他に。

2番 榊原深雪君。

2番（榊原深雪君） 今の関連のことなんですけれども、やはり高道議員やら大久保議員のお話のように、通路の方は3月の彼岸のときの通路がやはり通れないという苦情が多いんですよ。

それで、やはり地元の人でしたらスコップやら持っていきんですよけれども、やはり遠くからお墓へお参りしたいということで来た人がやはりできない、足寄町はどうなってるの、よそと比較されちゃうんです、よその町のお墓とですね、行き届いてないんでない

かって。

さっき住民課の課長がお話のように、町道の方はするんだけれども、通路は手が回らないからしないという話でしたけども、その通路の方はどこ、町でするものではなくて、個人でするものなのかどうかということもお聞きしたと思いますしね、自分とこのお墓へ行くのに、こいでいくんですよ。やっぱり幾つもお墓をこいでいくんですよ。

だから、そういうことがみんなで一斉にした方、個人個人で管理するものであれば、方法もあると思いますけれども、今、住民課長のお話のように、手が回らないからしないというのはおかしい発言だなと思いますので、そのところをちょっと御答弁お願いします。

議長（吉田敏男君） 町長、答弁。

町長（安久津勝彦君） 何人かの議員さんから御指摘でございますから、今のところ除雪の関係だというふうに思いますけれども、これは私もそんな認識してませんしけれども、とにかく通路、縦・横大きな道路は、これは私としては、やっぱりこれは当然管理者としてそれは除雪すべき部分だなと。

ただ、難しいのは、お墓がずっとなってますから、ここの横までとなると、これはちょっと難しい部分もあるのかなというふうに思いますから、そこら辺も含めて、いずれにしても、これまでの管理の状況がどうだったのかということも含めてもう一度精査をさせていただいて、必要な分については対応をしていきたいというふうに思いますので、御理解いただきたいというふうに思います。

議長（吉田敏男君） 2番 榊原深雪君。

2番（榊原深雪君） そのところよろしくお願いしたいと思いますが、やはり3月でしたらお水も出ないんですよ、あそこ、外のところね。

お墓にまず、今、供養塔のお話も出ましたけれども、立派な供養塔ができて皆さんで供養したいと思う、供養の場合に、お墓の供養の場合はお水が大事なんですよ。それ

を今度のお墓のときには、きちっとそういったお水も上げられるような形とか、やはりもっといろいろな整備をしていていただきたいなと思っております。

議長（吉田敏男君） 他に質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 次に、20ページをお開きください。第6款農林水産業費、質疑はございませんか。

12番 大久保優君。

12番（大久保 優君） 所管なので余り申し上げにくいんですけども、1項の3の農業振興費の中の温泉供給施設の配管の修理工事の件なんですけども、これは町が寄附をいただいて農協が管理している関係になっていると思います。

約11年ぐらいたってるんですか、平成4年あたりに始まっていると思うんですけど、この修理のいろいろと温泉の法律も変わった関係上もあるんだろうと思うんですけども、こういうふうに修理が出てきたと。

私、この問題が将来的にこの管理をどうするんだ、足寄町の農業の振興に役立っていることは事実です。けど町の行政上のものではないということですね。要するに無償で農協に貸してるという状態だと思います。それで将来的にこのまま続けていくのかどうか。

これは寄附いただいたものなんですけれども、農協に全面的に寄附してもいいんじゃないかと。将来的に向かって足寄で町として使う、維持管理する、使用目的ないとなれば、その方がずっと農協も管理がしやすいんでないかと思うんですね。その辺、将来的に向けて町長どのように考えているか。

要するに、いろいろな事業に関しては、1件1件事業評価をしていかなきゃならんと思うんですね。当然これから求められていくことなんですけど、そういうことを慎重にやってって、将来的に足寄町はどうやっていくんだということを考えた一つのこれも分岐点だと思うんですね。

そういうしっかりした将来に向けて今後どうするんだということで、今度は足寄町の行政というのは住民には、農協という考えを持っては別だけど、住民に関しては余り関係ないということですよ。それなりに住民の税金をただ貸しておいて、修理するときだけに町費を出すという、そういうこともちょっとこれから問題じゃないかなと思いますんで、将来的にどうするか、町長の所見をお聞きしたいんですけども。

議長（吉田敏男君） 副町長、答弁。

副町長（田中幸壽君） お答えをいたします。

今回の改修補修費につきましては、昨年の10月に温泉法が改正をされて、温泉泉源からのメタンガスの濃度分析をすれという形になりました。そういった部分で濃度測定をした結果、その基準値を上回っているということで、所有者責任でその部分の補修をするということでございます。

あそこの施設は、ごらんになられたかと思えますけれども、泉源があって次にガス抜きセパレーターがあって、その後に貯湯槽があります。その貯湯槽以降を、今現在、責任分界点としてそれ以降を農協にお貸しをしてみると、そういったことで町の条例に基づいて維持管理をしているところでありますけれども、その条例の中であるのは、施行者責任の部分なんですけれども、受給装置、温泉の受給装置については温泉受給者が施工するという形になって、受給者は私どもなんですけれども、それで今回、メタンガスの関係でもありますので、一部保健所等々の指導もあって改修をするということでございます。

それ以降、改修以降につきましては、責任分界点を一部変えて、今後、施設管理含めて農協側に責任分界点の位置を変える予定になっておりますけれども、それと議員御指摘の、今後におきまして、今、農業用のハウスが建設をされているところの暖房の熱源として利用されているわけなんですけれども、今後においても、農協としても、かなり老朽化をし

てきているという問題も出されてきておりますし、そういった部分で、今後の農協の利用方法をも含めて町として今後どういったことにするのか、近々に一定の整理をしていかなきゃいけない施設だというふうに考えておりますので、御理解を願いたいと思います。

議長（吉田敏男君） 12番 大久保優君。

12番（大久保 優君） わかりました。そういう受給者の移転をするならそれでよろしいと思うんですね。

ただ、私は常々、チーズ工場だとかケアハウスの関係もいろいろ言ってきたわけなんですけど、やはりこういう一連の流れは、これから将来的に整理しなきゃならんと思うんですね。

要するに、むだをできるだけ省いていって、やっぱり住民サービスいかにするかという問題がありますので、これから私たちが指摘されて言われるんじゃないくて、やっぱり理事者みずからそういうむだを省いて、いかに効率のいい財政運営するかということに心がけていっていただきたいと思うんですよ。

以上です。

議長（吉田敏男君） 8番 高橋幸雄君。

8番（高橋幸雄君） 今の議題で質疑をしている内容なんですけど、この問題、当初から寄附行為の段階からずっと経過よく承知してるんですね。

そういうときに今の条例上、これは町の施設であることは間違いなし、条例上だけ盾にとって、一定の今の財政支出そのものに妥当性があるという、だけでも私は、もう現段階でそんな問題でないんでないかなという思いしてるんですよ。

これは先ほどもちょっと前議員の質疑の中でも、ケアハウスも同じなんですよ。あれも恐らくまだ町の施設ですね。相当の片方は寄附、片方は全額町費ですね、そういうことの中で、今うちの町が先に向けてそういうものをどのように整理していかなきゃならんかと。

特に、今の予算補正に今提案になってるこの施設等についても、紆余曲折でなかなか利用そのものにも困難性があったんですね。だとすれば、ただ、よく以前、私が議員になったころ、当時の農協の組合長さんが議席を持っていらっしゃって、山菜加工場の問題だと思った、他の議員から質疑が理事者に出ましてね、それでぎゃんぎゃんぎゃんぎゃん質疑になりまして、休憩中でしたけど、それまで町の方から御依頼されて農協が抱えてその施設をやってるにもかからわず、議会でそういう質疑が出るんだったら、そんなもの別に返したっていいんですよというような、今でも、35年前の議論ですが忘れられないんですけどね、私はやっぱり、私どもこの議会の発言に慎重を期さなきゃならんなど、関係者がいる場合については。

ただ、もう一つは、さきの利用する者は特定の利益だけ、さりとてね、受ける者に対して、ただ単なる関係法規範と設置条例の町の立場の中で、その状況を整えなきゃならんということはわかりますけども、それでランニングしていく上での収益がどうなっているかということもありましょしね、町民全体の利益がどうだということもありましょし、しかし、先に向けて、あの温泉水の放水利用の中で、いろんなかつても議論あったんだ。

例えば若い青年、馬のセラピー、セラピーって御存じですかセラピー、あの場所的にも、国道から入ってるのもありますんでね、今の温泉地から阿寒の上でどこでもボーリングすると出るという当時の研究所のことが議会にも明らかにされた経過ありますけどね、だけど現在あの施設があるわけですから、あのセラピーを使った中でやると、相当の事業ボリュームもあるんですよ。

そういうノウハウがあったり、僕、現地へ行って見てませんけど、そのことの勉強したときに、一定のことも知らしめていただいた研究した経過あるんですね。だからそういうことによってその温泉水というのがあれです

よね、利用が拡大するのかなと。

それほど設備投資にそのものにかかるものでは、内容によってはかからないと思うんですよね。だからそういうことの多面的な利用というものもね、かつて今からそうですね、私が文教委員会にいたとき、産業常任委員会だから二十数年前かね、あそこの壮瞥のあれは農水省の補助事業でやって、今、温泉水を利用してトマトですとかキュウリですとか、私が見たのはキュウリだったと思いましたがね、組合つくってその温泉水利用して、ことしみたいに湿害だったら、ちょうどヒットですよ、完全に。

そんなようなことを見てまいりましたけど、なかなか経済行為というのは難しい、理念どおりいかないのが常ですけどね、今の場合は、町は先に向けてどうしていくんだ、この財産をどうするんだ、それじゃあケアハウスのあれはどうするんだ。

だから、あのケアハウスの建設当時も、町の丸抱えと言っていいぐらい一般財源出した経過ありますからね、ルール分以上に全部すべてを。その上にあの施設が、今の温泉施設があって、そういうことの経過あるわけですから、今の補正予算になってることも含めて、これは根本的から先へ向けてどうあるべきかなと、関係団体含めてこれ以上膨らませる要因がないのかあるのかという、そこまで私はやっぱりこの補正予算を提案するときに、恐らくこういう質疑は出るわけですから。

どんどん収益があつてうまくいってるうちは出ないんですよ。夕張の中田市長だって同じですよ。あれやったころは、みんな町民が、産炭地がおかしくなって、一定の国補助入れて喜ばれたんですよ。結果として、経済がこうなって今の破綻した状況になれば、中田さんはもうお亡くなりになっていらっしゃるけど、あのときはあれだってやっぱり町の生き残りの中で戦略としてはあの時点、ただ、規模が大き過ぎたのと経済のやっぱり波というものがあって、それを読めな

かったと言ったって、アメリカだって同じですからね、その辺も含めてとりあえずこういう種のもは、今、鳩山総理が誕生したようですから、やっぱり民主党に見習って、町長も、今何でも洗い直して、どういうことが一番先に向けていいのかということをおね、こういう予算が小さな35万1,000円という小さな予算計上ですけどね、それは予算の額の問題でなくて、やっぱり行政理念の問題、進め方の手法の問題だと思いますんで、そこまで膨らませて、こういう補正のあり方の本質論からきちっと押さえながらやって、我々もそういうことにこたえて、また議会もきちっと議論をしていきたいと思っておりますし、また所管のあたりも、さっきのセラピーの問題等も膨らませていけるもんならいきたいなという若者いるんですよ、現にね。馬をたくさん飼っていらっやって、そしてそういうことの構想を与えてくれた方いるんですよ。

だけど、温泉掘ってから最初からランニング、イニシャルコストかけたんでは、なかなかすべて丸抱えなんていうことになりませんのでね、だけど実際あるわけですから、今ね。そうすると多額な寄附者、あれ指定寄附でした、農業振興にということですから、あの当時に寄附していただいたのは、気持ちはね、それでああいう施設で利用して現状があるということをやっぱり認識しなきゃならんですね。

しかし、今でいいのか、先に向けてどうなのかと、こういうことも含めてお考えいただきたいと思えますよね。いかがでしょうか。

議長（吉田敏男君） 町長、答弁。

町長（安久津勝彦君） お答えをいたします。

御指摘のとおり、やはりこれからどうしていくのかというのは、これは当然検討しなくちゃいけないですし、もっと言えば、今の現状から踏まえていきますと、とりわけ農業施設用の泉源についてはこの利活用、とりわけ農協の方とできるだけ早い時期に、将来的な



ことも含めて協議を持ちたいなというふうに思います。

今たまたま御提言いただきました、御提言というか、一つの例を挙げられた馬の関係、実は私、畜産にいるときにその話が実はありまして、私も、これはおもしろいなというふうに思いまして、農済の獣医さんの意見なんかも聞いて、やるとしたらどんなことかなというので、当時の理事者にもちょっとお話もした経過もあるんですけども、結果として、結果として水の処理といいますが、汚水の処理、この浄化槽の関係があって、そのときにはちょっと実現はしなかったということでありまして、今の一つの例でありまして、やはり仮に今使っている方も実際にいっちゃうわけでありまして、そこから辺の整理も含めてどうあるべきなのか、もっと言えば、仮に現状のままいくんだとすれば、まさしく温泉自体の管理も含めて、所有権まで移転するかどうかは別にしまして、そうなりますと寄附者の意向もございまして、あれですけども、いずれにしても、どういう形になるのか、そしてまた、あわせて管理をどうしていくのかということもあわせて、できるだけ早い時期に整理をしていきたいというふうに思いますので、御理解賜りたいというふうに思います。

議長（吉田敏男君）他に農林水産業費、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君）次に22ページ、商工費に入ります。質疑はございませんか。

4番 井脇昌美君。

4番（井脇昌美君）ちょっと2～3点お尋ねしたいと思いますけど、まず1点目、これは非常に町内の商工・商店関係の売り上げに増を図るということで、本当にいい、町民の皆さん方も一部の人もえらい喜んでいて、一部という言い方が適当なのか何かわからないんですけど、そのことも含めた今文言言ったつもりなんですけど、行政として非常にいいことを執行するに当たって、まず1点

目は、あそこの商工会の発行している場所が適材なのかということです。

車いすだとか重度の障害者の方々が、あそこの急な階段を上られて購入券を手当てする場所として適当な位置なのかということもまず1点目、そこまで町の行政として考えていたかいないか、まず1点目をお聞きします。

議長（吉田敏男君）経済課長、答弁。

経済課長（鈴木 泉君）お答えいたします。

販売場所の関係でございますが、従来そういったこともございまして、今回からは商工会の1階で販売するというので、障害者だとか高齢者のバリアフリーということになっておりますので、1階ということで取り扱うということで今進められております。

以上でございます。

議長（吉田敏男君）昼食の時間になりました。1時までここで暫時休憩をいたします。

午後 0時00分 休憩

午後 1時00分 再開

議長（吉田敏男君）休憩を閉じ、会議を再開をいたします。

第7款商工費、4番議員の質疑から始めます。

4番 井脇昌美君。

4番（井脇昌美君）冒頭にですけど、先ほど午前中に1問目の質問をさせていただいたときに、後からとあるいろんな人から、その1回目の私の質問に対しての、2階で発行していたプレミアム券の場所を2回目から下に変えたということで、それも一つの町でいろんな協議の中で、ハンディのある人でも購入できるような場を備えてくれたんだということで、私の質問の中にも一部訂正すべきことがあったことを、まずお許しを願いたいと思います。

そして、この1,000万円という町の貴重な血税を使われる中で、町民の人のいろんな意見が飛び交う中で、使用がどうしても大きな、町の方も、なかなか発行する以上はこ

れ制限できないから難しいお話なんですけど、使用が大型の商店の方に集中しがちだと、これは本当に町がそこまでも介入して区切れるわけではないんです。ないんですけれど、非常にそういう意見も出てるということもとらまえておいていただきたいと。

そういう中で前回好評で、2回目、1日半弱で予定のプレミアム商品券が完売された。今回も7,475万という金額が補てんされて、これ細かくいうと、仮に上限、1セット、5セットまでということでこれうたってあるもんですから、これを仮に頭から5セットずつを、仮のことなんですけど買っていったら、購入していったら1,490人しか当たらないんですよ。

ですから、何を言いたいかということは、少しでも、何とかそういう血税を使う理念からいっても、極端な話は5,000円だけこのプレミアム商品券を購入される方もおられるでしょうし、強いて言えば、お金に余裕のある人は5セットずつどんどんどんどん頭から、先着順みたいなことですから、それを購入されていてってるとい実態ですね、実態も踏まえた中で、その辺は今後も含めてそのような発行の仕方でもよろしいのかなと。

このプレミアム商品券に対して全店が何か、私もお聞きしたら、どこでもというものでなくて、加盟店と非加盟店が何かあるらしいんですね。ちょっとわからないんですけど、私も、全部ではないらしいのは確実らしいんです。全部の商店が今回のプレミアム商品券に負担を、1%の負担をして加盟しているという状況ではないと、その辺は町としてはどのようなとらえ方をしてるのかなと。

ただ、商店の少しでも売り上げ増を図ると、これはもうよろしいことだし、町民にもまた、非常に15%の還元ということでありがたいことだと思うんですけど、その辺の町のこの発行されている等々の中でそのような協議がなされてなかったのか、その辺の町の考えをちょっと示していただきたいと思えます。

議長（吉田敏男君） 経済課長、答弁。

経済課長（鈴木 泉君） 答弁いたします。

今、御質問の内容としましては、やっぱり販売方法の見直しだとか、やっぱり一般小売店の販売の強化ということでございますと、そういう質問でございますのでちょっと御説明申し上げますが、今回は第3回目ということで、購入希望者に対しましては6,500セットということで拡充しておりまして、販売場所は、障害者、高齢者の先ほど答弁したとおり足寄商工会の1階にて販売とし、年金支給日となる12月の15日以降に予定しておりまして、販売予定日は12月16日からとしておりまして、前回4月発売においては、申し込み者に氏名のみ記載とし、代理人も含めて認めていたんですが、今回からは、購入希望者の身分証明書となる運転免許証及び健康保険証等の提示を商工会で検討してはいたしましたが、個人情報では販売窓口での混乱が予想されることから、従来どおり受付にて申し込み書に氏名を記載して、氏名記載者のみセット販売とすることになっておりまして、それで代理につきましては事由等の確認をするが、基本的には障害者等により受付まで来られない方とするということで聞いておりまして、場合によっては住所等の記載も検討するが、町民の良識ある行動を期待したいということでございます。

それから、2点目の大型店の流出関係も含めましてこれも協議しておりますが、期間を3月末までとしまして使用期間短縮によりまして、第1回目は50%50%、大型店と小売店50:50だったんですが、そういった使う割合が想定されますが、小売店関係ではポイントセールや還元セール、また年末セールといったイベントを企画することで、大型店の流出対策を講じるということで商工会の方針として聞いております。

以上でございます。

議長（吉田敏男君） 4番 井脇昌美君。

4番（井脇昌美君） 非常に私が質問しな

がらも、非常に難しいお答えを何か迫ってるような、重々わかりながら質問させていただいてるんですけど、本当に町がどこまで介入、どこまで方向づけをすればいいかと。

町民、また商店のためにこういうような町の血税を、まあ還元を少しでもということで計画をされておられる中で、少しでもやっぱり私は最後に言いたいのは、何とか方法はないのかなと、そういうようないろんな話も広域的に聞かされるところによると、一つの例として、ふるさと通貨券みたいので1世帯当たりそういうものを配布、使えるような金券みたいなもんで還元というか、使ってもらえるような方法がいいのか、また世帯の家族構成によっての家族割の中で、金額が多少増減を図りながらでも、少しでも町の血税が片寄りしないような何か使われ方がした方が意義があるのかなと。

中には少数でも、実際は、いや、それだったら欲しかったのに、わからなかったとかね、そういう方もなきにしもあらずで、やっぱり少しでも公平性ということも一番これ大事なことです。そういうことを今後できれば、確かに私が言うのは、余計にまたいろんな手間が拡充してかかることなんです、そちらの方でまた大きな経費がかかることなんですけど、少しでも言いたいのは、低・高所得には非常に上下があるんですけど、余り低所得者だとか高所得者なんていうことは余り言いたい言葉ではないんですけど、町の血税を公平性を欠くことのないような使われ方した方が町民の皆さんに喜んでもらえるのかなという思いで、今この予算の審査のいわば質問をさせていただいている趣旨とはそこにあるもんですから、その辺はどういうふうに今後考えられる余地があるのかなのか、最後にちょっとお答え願いたいと思います。

議長（吉田敏男君） 町長、答弁。

町長（安久津勝彦君） お答えをいたします。

いろいろ議員から御指摘やら、あるいは取り組みの方法等について御質問をいただいて

おります。課長からも答弁をさせていただいたとおり、今回の発行で3回目になるということで、実はこの間、商工会の三役の方とも、この取り扱いについていろいろと相談をさせていただきました。

まず、本当に3回目どうなんですかということから話もさせていただきました。これは1回目については、もう御案内のとおりやはり年末商戦にあわせて、さらには時期的に、これは今でも続いてますけれども、テレビの買いかえ時期ということもあわせて、まずは町内の商店街の少しでも経済に影響が行くようにというようなことで、いわば町の中でいかに地元の購買といいますが、消費を高めるかということも、これは明確にそのことを第一義の目的にやったということであり

ます。2回目につきましては、定額給付金の支給がされたわけでありますから、これは大きなお金、町全体でいきますと大きなお金が支給がされたわけですから、ぜひともこのお金についても地元で回るようなことをということで考えて、2回目打ったということでございます。

それから、また3回目ということでございますけれども、これは特に強く商工会の方から要望があって、1回目、2回目くぐってきたと、2回目については、大型店舗と小売業者との差の中間報告も一部ありますけれども、報告もされております。

私は、その結果というのは、ある意味、先ほど説明したその目的といいますが、これで少しの差というのは、これはある意味そうなのかなというそんな思いもしております。

じゃあこの3回目がどうなのかというのは、ちょっと表現の仕方合ってるかどうかわかりませんが、まさしくこの事業の目的といいますが、真価が問われることになるのではないのかと、そんな話も率直な意見のやりとりもしてきたところでございます。

議員からもお話しあったように、2回目についてもすぐあつと言う間に売ってしまった

と、1日半かそこらで売れてしまったと。商工会としては何とか、商工会の方にもいろんな苦情、欲しかったけど買えなかったとか、そんなことも踏まえながら何とかもう一回やってみたい。

さらには、それぞれの商店が工夫を凝らして、例えばポイントカードの分でいけば上乘せですとか、そういうようなことも含めて年末商戦も展開したいだとか、そういう前向きな取り組みのお話もいただきましたから、それでは3回目の支援もしましよという結論に達したということでございます。

またもう1点、議員から公平性という意味では、例えば一つの方法として、一定の額を例えば全世帯に配ると、これも一つの方法なのかなという気はいたしますけれども、ただ、商工会の取り組みとしては、やはりこのことを通じてプレミアムをつけることによって地元での購買力を高めていきたいんだと、それからもっと言えば、自分たちの商店としての努力もしていきたいんだと、こういうことでございますから、全世帯に何がしの額、一定の額、少額でも配る、こういったことについては今回も想定をしてないということ、御理解を賜りたいなというふうに思います。

以上でございます。

議長（吉田敏男君） 他に商工費、質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 第8款土木費、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 次に、24ページをお願いをいたします。第9款消防費、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 第10款教育費、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 以上で、歳出を終わります。

8ページ、歳入に入ります。歳入は一括で行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 総括、ございませんか。

8番 高橋幸雄君。

8番（高橋幸雄君） まず、総括に当たって何点かお尋ねしておきたいと存じます。

今回の民主党政権に伴いましてね、今回、国庫支出金11億強、あるいは道知事もいろんな政権交代に伴う予算補正についてコメントをしてることを聞いて、総額、当町においても今回18億強の予算が補正されて、全体の予算ですけどそういう状況になっておりますけどね、こういうことを踏まえて、実際これある県の知事あたりは、今、政権の公約に伴って、まだ未執行の分、もう一回戻していかなきゃならんという論議も出てるんですけどね、その場合については法廷闘争も辞さないというようなコメントもなされておりますけども、その辺についてのお考え方をね、当然もろもろの今回地域活性化の關係の交付金事業もこれですべて予算補正されたんですがね、過去に、今回の補正に見合わなくて、議会で議決している分で未執行の分があるのかどうかと同時にね、その辺についてはどんなお考え方でいるのかね。

それともう一つ、かねて交付金事業との關係で議論した際に、いやいや、道で基金繰り入れで120億ぐらいあるから、その分については心配ないよというような、一部予算との關係でコメントあったこと、理事者の方からあったこと記憶してるんですけどね、道でさえ先ほど申し上げた状況を踏まえたときに、どんな状況でこれ推移していくのかなというこんな思いをいたしております。

それから、次にもう1点は地方交付税の關係、今回増額予算、歳入1億4,000円強なっておりますが、これと同時に財調の關係が、もちろん同額ではございませんけど、基金繰入金の關係の中で減額になってございませよ。これは相関關係はあるんでなからう

かなというこういう推察をしてるんですがね、この辺の予算編成の補正のあり方ですよね。

仮に地方交付税のこの予算措置そのものが、今議会においてのちょうどタイミング的な補正予算だって、それでなおかつ今の繰入金金の財調基金の減額予算、この辺との関係がどうなってるのか。

もちろん目的基金の関係、つまり銀河線跡地の関係はね、これは当然繰り入れして予算執行でそれに見合う予算、今回補正しております。これは別に全く疑問の余地全くないわけですけどね、ノーマルな状態考えますと、先ほどの地方交付税の関係はどうしてもそういう懸念が一つありますんで。

特にこの際、政府の政権が交代になったわけですからね、それと同時に、全体予算の中でこれから未執行の分が、もし議決するも未執行の分があるとすれば、先ほど申し上げてるような予算、今回それにかかわる景気対策補正、国会の補正予算ございましたね、我が町にかかわる分だけの影響というのは、どんなはね返り額が総額で今回の補正も含めてどういうとらまえ方をするのか、していいのかどうかと、それと先ほど申し上げてるように未執行の分と先の見通しと、こんなようなことでひとつ御答弁いただきたいんですが、いかがでしょうか。

議長（吉田敏男君） 副町長、答弁。

副町長（田中幸壽君） お答えをいたします。

まず、国の民主党政権になって今年度の予算、もう既に予算化された補正予算についての減額等々のお話でありますけれども、私どもも新聞・マスコミ等の報道での知識しかございませんけれども、今現在、新聞に出ていたその13基金の執行停止もという部分なんですけれども、この中で私どもの該当している物件というのは、物件というか、事業というのがあります。

あるんですけれども、一番基金造成をされた3ヵ年計画で北海道が基金を造成をしてる

と、それに基づいて、私どももその制度を受けて実施をするといった事業というのは何点かあります。

一番大きいのは緊急雇用創出事業なんかがあるんですけども、この分について北海道とも今協議をしておりますけれども、道的には、ほかの部分の補助も含めてなんですけれども全くわからないと。

当然交付決定をして実施をしているわけですから、上級官庁、北海道レベルでは、当然このまま粛々と執行していただきたいというお答えであります。

未執行の分については、未執行についてもありますけれども、この分についてはかなりファジーでわからんと。ただ、交付決定を出したものについては、当然執行して当たり前ですから、当然粛々と執行するという形になっています。

それで、もう1点質問にありました地域活性化経済危機対策事業、これ2億8,200万円、足寄町には交付をされておまして、今回の9月補正でほぼ、当初事業を検討した部分については、今回で補正をすべて終わらせていただいています。

2億8,000万に対して3億2,000万円強の予算だと思いますから、今後事業執行に当たって執行残々が出てくれば、事業調整のためにさらに、さらにといいますか、学校の耐震補強の部分でまだ1点、その部分が工事を出しておりませんので、その部分でこの分の執行残が出れば充当していきたいというふうに考えてますが、これは今後の補正というふうになるというふうに考えています。

ですから、正直申し上げて、今現在で国の動きというのが正直見えていないと。ただ、当然その執行に当たっては、補助申請等々の作業をしっかりと見きわめてといいますが、交付決定のない中での未着工等々については十分精査をして、そういった後々遺漏のように作業を進めていきたいというふうに思いますけれども、一定の言質をとった中で作業を実施して事業実施をしてまいりたいというふう

に考えているところでありますし、もう1点、今、町長とも話してるんですけども、場合によっては、予算組み替えの措置がとられるかもしれないといったことも一方で想定をしながら、今回の議会の会期日程が非常に長いものですから、そういった部分も含めて情報がつかめれば、情報公開をしながら議会とも十分相談をさせていただきたいということでございますので、御理解を願いたいと思います。

次に、交付税の関係でありますけれども、地方交付税、私ども当初予算計上額より増額になっております。そういった部分で補正をさせていただいております、数字だけ申し上げれば、今年度分当初予算というのは37億616万8,000円計上をして、実際の今交付税の額が確定をしておりますけれども、1億4,300万円程度増額になったということでございまして、この部分を財調と相殺をさせてもらったといったこととございます。

いつもの時期であれば、もうちょっと様子を見た中で実施をしていたところでありますけれども、今回9月、この時期に財源調整をさせていただいたということで御理解を願いたいと思いますし、ただ、まだ特別交付税がこれは3月でないと確定しませんので、その分の調整というのは、当然年度末にあるのかなという形でございます。

臨時財政対策債も大体当初予算どおりの数字でほぼ確定をいたしましたので、残されたのは特別交付税だけという形になるかというふうに思っているところであります。

以上でございます。

議長（吉田敏男君） 8番 高橋幸雄君。

8番（高橋幸雄君） 第1点目の地方交付税と基金繰り入れの財調の関係ですね、これは例年より早いんですよ。この時点でこういう予算補正って、僕、余り経験がないもんですからね、もうちょっとずれてるかなと。だけどこれはあくまでも、先ほど政権関係なく、地方交付税の決定額というふうに受けと

めているわけですよ。

これでこの状態でいくと、特交も含めて最終的な現時点で、普通はこの論議はこの時点で9月議会でやりしなないんですけどね、本来12月議会でやる議論なんですけども、この状態で財調との補正予算がこういう形で補正出るということでありますんで、私も1定例を繰り上げて申し上げたいと思いますけど、先ほど副町長触れておりましたけど、特交の関係の予算措置額ね、新聞報道にいろいろと出ておりますけども、最終的には地方交付税の歳入というものをどの程度、現状の中で1億4,000万強でこの今の全額の補正予算額の予算額ですけども、最終的にどんな予定をされてるのか、この辺をまずお尋ねをしたい。

と同時に、もう1点は、今の国との関係ですよ。幸いというか何というか、当議会は10月の19日まで会期があるんで、その間また会期中に、国の動静により、なおかつ補正予算という予算の組み替えですよ、そういう御答弁ございましたけど、現時点でこの種にかかわる交付金事業の絡みの中で決定をされてる額ったらどの程度の額、当然、今本予算の補正した分はそういうことになっていないんでないかと思っておりますけどね、だからその辺も含めてどういうことになってるのか。

それから未執行の分、先ほどちょっと触れておりましたね、耐震構造の関係も触れておりましたよね。やっぱり一番懸念するのは、例えばマスコミ報道の中で、例えば農業機械リースの関係で、前政権下の石破農相がね、この農業者実態を踏まえて、政権あと2日ぐらい前の話ですよ、採択指示出したということですよ。

だけど、それは現場の農業者に対して、その辺を思い図っての意思決定だ。通常は余りあり得ないんですよ。それはとりもなおさず、総務大臣の郵政の絡みの問題について1回却下してますね、ゆうパックの問題もろもろ含めて民間との提携問題は。そういうことから見てもそういうことがうかがえるのかな

と。

むしろ、今回の場合は予算補正したけれども全然いかないというね、だけどまた報道によると、例えば軽種馬の関係あたりもね、一定の基金に一定の財団独立法人等の関係についても、相当やっぱり関係町村では危機感感じてるんですよ。農の関係だからそれは政権かわってもいただけるんでないかな、相当狂いますよね。

だから今、今回の補正予算で条例制定した2件の分、携帯無線、きょう今回も前からあれですね、デジの問題も議会の中でもいろいろと協議した経過あって一定の流れありますね、ちょっとうちの町は今今定例で答弁あったような状況ありますけども、その辺の問題も含めて、今回この例のことがもし白紙になるとすれば、予算の組み替えというよりも、相当ダメージが大きいのかなという思いの方が一方で強いんですよ。

だから、過般の林活議連の全道総会に出席した折に、まだ1週間前かそこらでしたらうかね、やっぱり林業問題等の環境等も含めてそれほど、むしろ追い風であって、まず余り懸念は出てこないんですよ。むしろ具体的に、今の状況下の中でどのように政府が政策展開を上乘せしていただけるかなという要素の方が強いんです、そういう意味では。だけど一方では違った分野の中でまた違った懸念もあるんですよ。

だから、特にやはり我々が議会でこういう一定の現政権下の国の指針に基づいて一定の事業を展開すべく補正予算をしたものがね、したものが、仮にそういうことがあったとしたら、これ大きな打撃だなという思いをしているものですから、その辺の対応については、単なる我々議会に対しては予算の組み替え等の補正予算になりましようけども、ただ、それにとどまらずね、午前中の議論の中にも旅費の問題出ましたけども、やっぱり速やかに、やっぱり首長としてもその辺のアクションも、もちろん町村会とももちろん、うちの町だけというわけにまいたらないことが多うご

ざいましょうし、また、この種の問題がうちの町だけということもまた、管内的に見ますとですよ、管内的に見ますとそういうこともある一つのメニューもございませうし、その辺もやっぱりめり張りつけて見据えて、やっぱり執行に当たっていただきたいなと。

予算補正は通ったんですけどもそうでないというね、だから今当然デジ、今の例の来年21年の7月からの始まるデジの問題についてもやっぱり同じことなんです。今よその町村、あのことを見据えて駆け込みに行くかどうかわかりませんが、新聞随分あれはうちの町が今急にこれ始まったんでなく、ずっと進めてる経過があるわけですからね、そういうことも含めて。

ただ、今回の予算提案の中で町長おっしゃったように、例の自動車購入の関係で触れてましたよね、自動車購入の関係で。当然交付金事業に使ったあの25万のね、私は想定内なんです、そのことはね。そんなうまいわけじゃないですよ。

原資そのものがまるっきり国がただなのに、それにまた通産省ね、産業省ですか、あれが出るなんていうことに、エコ対策であれ出るなんて私は思ってませんでしたよ。だけど一方でまた違ってメニューもあるように聞いているんですよ。

その種の事業で補助金が当たる、これ全額だからだめだと思ってるんですよ、全額対応だからそれは出ないんでないかなと思ってるんですよ。普通のメニューの補助事業だったら出るというふうにも、他のメニューで行政メニューで聞いておりますんでね、そんなことも中にあるその辺も十二分に精査して、ひとつ執行に当たっていきたく思います、その辺について御答弁をいただきたいと思えます。

議長（吉田敏男君） 副町長、答弁。

副町長（田中幸壽君） まず、地方交付税の関係でございませうけれども、今回確定をしているのは普通交付税で、これは財源留保を

しておりませんので全額今回補正をさせていただいております。ですから残った部分については、先ほど言った特交3億9,000万、この部分が予算どおりになるかどうかといったことは、これは3月までわかりませんので。

今回9月、ちょっと早いんでないかということでもありますけれども、次に12月補正の予算計上しますが、今現在考えているのは、大きなものでいけば、学校の耐震に伴っての補強と、それから改築、それで小学校においては全校舎、全部の校舎、4校ありますけれども全部、それと中学校については体育館、体育館については改築、全面建てかえということで約3億7,000万ぐらい、事業費が5億、たまたま2ヵ年事業になって、今年度できる分、来年でできる分という国のもう内示もらってるんですけれども、内々示になりますか、今年度分の予算が不足をしているので来年度回しという部分が若干ありますので、今5億と言いましたけれども、今年度中は3億台になろうかと思えますけれども、その色、面積案分がまだちょっとやり切れてませんけれども、その部分で12月に補正をさせていただきたいと。

このものについては、例の当然文部省の補助、さらには公共投資臨時交付金を充当いたしまして、本当は90%という話だったんですけれども、今そこが要望等が多くて、かなり55%に下回るんでないかということで、ここは若干ファジーでありますけれども、最終的には今年度の枠の中で予算配分をするということで、先ほど言ったように2ヵ年になってるんですけれども、場合によっては6割強の公共投資はもらえるという自信もあるんですけれども、そういったことで残された部分の一般財源というのは、約8,000円万強を考えております。

この部分については、学校債もしくは過疎債で充当をしたいというふうに思っていますので、一般財源の持ち出しは多分ゼロでいずれにしてもやりたいということでございますの

で、大きな部分での12月補正での財調の取り崩しだとかというのは、今のところそういった二つの事業の中ではないんだろうということで、あとはこの間の執行残等々の12月補正段階で整理できる範囲でいけるんでないかと、これは私のもくろみもあってこんなことでありますけれども。

それともう一つは、議員心配されたように途中で本当にこの公共投資が本当に予算はつくのかとか、そんな大きな問題というのは確かにはないわけではありますので、そういった部分は、これからのいろんな部分で情報収集をしっかりと、もしあれば、何らかの形で議会とも十分協議をさせて、予算措置の対応をさせていただきたいというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

議長（吉田敏男君） 8番 高橋幸雄君。

8番（高橋幸雄君） わかりました。この時点で留保財源ないかという聞き方そのものにもちょっと、留保財源ないかというよりも、今後の特交を含めての交付税の歳入見込みという表現が適切なのかね、そういう意味で申し上げ、4億9,000万、わかりました。

ここで公共事業投資の問題等についての政権交代見直し、特に一番心配してるのは、まち交事業ですよ、まちづくり交付金事業。この辺がどうなっていくのかなと。

恐らく教育設備等の耐震事業等については、そんなに懸念ないのかなというふうには思ってますね、教育という概念から。むしろ道路とか、そういう種のものについては出るのかなというこれは一般的な予測ができますけど、もう一つ、まちづくり交付金全体の予算の229億何ぼのうち43%ぐらいでしたかね、ちょっと34か43でどちらかの数字ですね、ちょっと数字だから3、4が頭の中に今交錯してるんですが、いずれにしてもそういう依存をしてるものがありますんでね、その辺も含めたときね、この辺は本当に現段階でこれファジーなのかどうかね、どんなお



考えか方でのいるのか。

それと同時に、事業全体の中で冒頭の第1回目の質疑、これで最終質疑です、3回しかございませんので申し上げてんですけど、そういう町村会と道、上級官庁と、場合によってはやっぱり一定の節目の中で我が町しかない、道町村会でもあるいは関係ないようなところだ、今、投資事業って余りございませんのでね、よその町、そういう状況にありますんで、そういうときに向けて、やっぱり一定の首長としてやっぱり一定のアクションを私はやっぱり起こしていただきたいなと。

そのときは一定の日程をしながら、午前中の質疑にありましたように（聴取不能）っていただきたいなと。1カ月前から予定組み込んで、相手のアポの問題もありましょうし、そんなことで執行していただければなという期待と責任をひとつ（聴取不能）御所見を最後にお尋ねをしたいと思います。どうぞ御答弁どうぞ。

議長（吉田敏男君） 町長、答弁。

町長（安久津勝彦君） お答えをいたします。

議員御指摘のとおり、本当に政権交代に伴ってそれぞれの自治体の財源確保のところでは影響がどうなるのかと、とりわけマスコミ等でも報道されてるように、大胆に、国の段階で補正予算可決しているものまでも一部凍結、あるいは一部金を各都道府県に配ったやつも、未執行の部分までもできれば引き上げたいというようなこんなことも新聞報道がされておりまして、これが私どもが予定している交付金事業、もろもろの交付金事業に影響があってはこれは大変だということで、一番心配をしているところでございます。

そういう中で実は先週もちょっと札幌に行って、まさしく今議員が心配されておりますまち交事業なんか特にどうなっていくのか。

これはまち交事業というのは、単年度単年度でなくて、ずっと計画を立ててやっておりますから、これは局長の見解もお聞きをしてきたところでございますけれども、道としても、選挙終わった後、とりあえず一定の幹部の皆さん方が東京の方に上京して、新たに前出された議員さんのところを回ってきたということでありましてけれども、ただ、残念なかな具体的な、今はまち交の話をしておりましてけれども、まち交だけは大丈夫だよとか、こっちはちょっと心配だよと、そういうとてもでないけどレベルの話はできてないというお話でございました。

ただ、局長いわく、やはり政権かわったといえども、継続事業のところに入るといえるのは、これはある意味希望的観測もありますけれども、そこまで手が入るといえるのはどうなのかな。

ただ、同じ事業でも大きな事業、これはもう既にマスコミ等で言われてますけれども、ダムの関係ですとか、あるいは高速道路ですとか、そういう大きなところでの議論、これはやっぱりやめるということではなくて、本当に例えば高速道路、この高速道路が必要なかどうかという議論から始まるというのは当然あるだろうけれども、まさしく例えばまち交事業、もうこれだめよだとか、いきなりそうはならないだろうというふうにお話でございましたし、私もそんなふうには思っているところです。これは希望的観測のところもあります。

ただ、そうはいっても現実的には、きのう新たな組閣も終わってこれから動き出すということでありましてけれども、きのうの段階では、各省庁が新任の大臣ともまだ接触が持たないというようなことも聞いておりますから、本当に具体的にはそれぞれの省庁が回り出さないと、正確なところというのは本当につかみ切れないんだというふうに思ってます。

このことについては、それぞれの担当課にも情報収集してくれという指示も出しておりますし、ただ、今現在では、いろいろ物によってはそれぞれ確認をして、執行していい

かという確認をしておりますけれども、今の段階では、道もわからない。

ただ、もう既に交付決定を受けたものについては、それはもうどんどんやりましょうということでは、これはもうそこまでは手が入らないものということで確信を持ちながら進めざるを得ないということで考えておりますので、御理解をしていただきたいなというふうに思います。

それから、当然必要な要請活動、要望活動は当然やっていくということになります。まず第1段として今月末に、これは具体的な要望ということにならないでしようけれども、一応地元の石川先生とは、十勝町村会として懇談の場を持つということが既に決まりました。

ここでは陳情のような形ではなくて、それぞれの首長の方から、時間はそんなにないんですけれども2～3分程度、課題等々も含めてそういうことをまずは代議士にお伝えをする場にするとということでは既に連絡も入っておりますから、そういう場、いろんな場を通じながら、我が町の現況も含めて、あるいは予算確保の関係についても、しっかりとお願いするものをお願いしたいというふうに考えておりますので、御理解を賜りたいというふうに思います。

以上でございます。

議長（吉田敏男君） 他に総括、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 4ページにお戻りください。第2表地方債補正、変更2件、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） これで、質疑を終わります。

総括はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） これから、討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第92号平成21年度足寄町一般会計補正予算（第8号）の件を採決をいたします。

この表決は、起立によって行います。本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第92号平成21年度足寄町一般会計補正予算（第8号）の件は、原案のとおり可決されました。

27ページをお開きください。これから、議案第93号平成21年度足寄町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の件の質疑を行います。

32ページから34ページ、歳入歳出一括で行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 次に総括、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） これで、討論を終わります。

これから、議案第93号平成21年度足寄町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の件の採決をいたします。

この表決は、起立によって行います。本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第93号平成21年度足寄町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の件は、原案のとおり可決されました。

39ページをお開きください。これから、議案第94号平成21年度足寄町老人保健特別会計補正予算(第2号)の件の質疑を行います。

44ページ、歳入歳出一括で行います。質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田敏男君) 総括、ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田敏男君) これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田敏男君) これで、討論を終わります。

これから、議案第94号平成21年度足寄町老人保健特別会計補正予算(第2号)の件を採決をします。

この表決は、起立によって行います。本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第94号平成21年度足寄町老人保健特別会計補正予算(第2号)の件は、原案のとおり可決されました。

47ページをお開きください。これから、議案第95号平成21年度足寄町介護保険特別会計補正予算(第2号)の件の質疑を行います。

52ページから54ページ、歳入歳出一括で行います。質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田敏男君) 次に総括、ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田敏男君) これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田敏男君) これで、討論を終わります。

これから、議案第95号平成21年度足寄町介護保険特別会計補正予算(第2号)の件を採決をいたします。

この表決は、起立によって行います。本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第95号平成21年度足寄町介護保険特別会計補正予算(第2号)の件は、原案のとおり可決されました。

57ページをお開きください。これから、議案第96号平成21年度足寄町足寄都市計画足寄市街地区土地区画整理事業特別会計補正予算(第4号)の件の質疑を行います。

62ページから64ページ、歳入歳出一括で行います。質疑はございませんか。

9番 矢野利恵子君。

9番(矢野利恵子君) この歳出のところで仮精算業務と旧鉄道敷地整備工事が上がっているわけですが、この仮精算業務というのはとてもわかりにくいなって。

仮なのだから、後で金額が変わることがあるのかというふうにも思いますし、そしてこの対象者というのは一体どれくらいなのかなということについてと、あと、旧鉄道敷地整備工事については、散策路をつくるということでしたけれども、その散策路をつくるに当たって、何か住民からこういうのをつくってほしいという希望があったのかどうか、この2点についてお尋ねいたします。

議長(吉田敏男君) 建設課参事、答弁。

建設課参事(松永 恒君) それでは、私の方から仮精算の制度等について御説明いたしまして、その他などは課長ないし室長の方から御説明申し上げることとさせていただきます。

まず、仮精算ということでございますけれども、若干ちょっと内容を説明させていただきます。

きますが、土地区画整理法というものが147の条文で構成されておりますけれども、土地区画整理法は、いわゆる施行者の自由裁量がほぼない、ほとんどない、いわゆる規則裁量で構成されてます。

そういった手続法である土地区画整理法の中において、施行者が自由裁量をもって条件としては仮換地の指定、あるいは商収益権の停止をした際に、施行者が必要があれば行えるというその自由裁量に属するものが、この仮精算というものでございます。

それで仮精算というのは、基本的には、先ほど矢野議員がおっしゃられたように換地処分の際に最終的には決まるわけでございまして、仮でございましてから、当然仮の精算ということでございます。

この仮の精算を行う意義というのが、足寄町のように事業施行期間は非常に長い場合に、権利関係の確定がずっと後になってしまう。平成15年ぐらいから始めている事業が、平成30年のころにならないと皆様の権利関係を確定させられない。

ということは、ちょっと平たい言葉で言えば、途中でお亡くなりになられる方もいらっしゃる、という次の世代に引き継がれるわけですけれども、ますますそういうふうになると権利関係が複雑になってまいります。それで事業の済んだところから順次、権利関係を仮に確定させていこうというのがこの仮精算でございます。

仮精算でございましてから、先ほど申し上げましたように最終的には精算をするわけでございましてけれども、とりあえずその仮精算は換地処分時点の土地の価格、これをにらみながら現在の単価に置きかえて整理をしていくというふうにご考えてございます。

例えば、言葉で言っても簡単に説明がつかないので、若干事例をもって説明したいと思いますけれども、従前100平米の土地があったと、これが路線価が1,000点のところがありました、この場合の権利指数というのは100平米掛ける1,000点でござ

いますので10万点と、これを開発利益というものを加えまして、足寄町の場合大体2%ですので、10万点掛ける0.2で2,000点を加えますけれども、そうすると従前の持ち点というのは10万2,000点というふうになります。

これが権利区画でございまして、換地処分後に換地において10万2,000点の土地を与えられれば、それは精算金がプラス・マイナス・ゼロでございましてけれども、換地技術の技術上、あるいは物理的に換地を与えられないということから、実際に与えた面積と、それから計算上の面積との差を点数化しまして、それに1点あたり10円とか20円とか掛けて精算金を出すというような仕組みになっております。

その他のことについては、ちょっと課長の方から説明します。

議長（吉田敏男君） 建設課長、答弁。

建設課長（南岡雄二君） 2点目につきましては、旧鉄道敷地整備工事449万4,000円のことについてでよろしかったでしょうか。

これにつきましては、お手数かけますけれども、予算説明資料の最終ページでございまして、20ページの右側上段部に旧鉄道敷地整備工事（地域活力基盤創造交付金事業）延長500メートルと書いてある欄を御参照をお願いしたいと思います。

これにつきましては、従来ありました道路特定財源の一般財源化というものがありまして、本年度から地方道路整備臨時交付金事業というものが制度拡充がされました。

それによりまして今年度ですけれども、通称名で言って申しわけないんですが、通称金森踏切ってありますね、あそこから寺前通り、岡崎さんの工場あると思っておりますけれども、その付近までの約500メートルでございましてけれども、土地区画整理事業の区域内に入っております。その中の旧鉄道敷地の鉄道の盛土の撤去ですね、それと整備工事を行うというもので、この費用として449万

4,000円をお願いしているものでございます。

以上であります。

議長（吉田敏男君） 建設課参事、答弁。

建設課参事（松永 恒君） 先ほど仮精算に伴う権利者数ということで御質問ありまして、答弁漏れがございました。

実は私の方といたしますか、建設課の方でまだ仮精算を行う範囲、一応この予算説明資料の中の後ろのページに図面がついてございます、この中で市松模様というんでしょうかね、こういうふうに表示された区域を、5.5ヘクタールの部分なんですけれどもこれを対象としておりまして、実はただいま、9月中には何とか仮精算に向けた換地の指数を地区全体のものを出して、今度絞り込みを行っていきたいということでございまして、今のところは対象面積5.5ヘクタールを予定してありますが、地権者の方々の人数については、まだ把握しておりませんので、御了承いただければと思います。よろしく願いいたします。

議長（吉田敏男君） 副町長、答弁。

副町長（田中幸壽君） 鉄道敷地整備工事、今449万4,000円のお話がされています。その中で、こういった散策路にすると住民に聞いたのかという質問でございましたよね。

ここは課長が申しあげましたように区画整理に一部拡大した区域でございまして、その中で、当然地先の地権者に購入の希望があるかどうかというのをまず前段聞いております。ほとんどの方が購入希望をされないといったことがまず第1点。

それと、ここにも排水と書いてありますけれども、これ西町地区の排水で大きな排水が線路沿いに入っております。利別川まで最終的には流末がつながっているわけなんですけれども、この部分の排水というのは、どうしても下水道入ろうが何しようが撤去できるものではないということで、しかもまだ、これは金森踏切から岡崎さんのところ、寺前通りま

での延長約500メートルの話なんですけれども、側溝整備がすべて終わっておりません。ちょうど真ん中辺で終わっております。岡崎さんのところまで側溝を整備をしないといけない。

今回この工事につきましては、その盛土の撤去と暫定の排水だけの話であって、将来的に来年度、これ2ヵ年事業になっておりまして、来年その散策路に整備をすると、当然植樹であったり歩道整備、歩道といたしますか、散策路ですから道路整備、それから今言ったように側溝の大きなのが入っているので、その維持管理のために作業道を兼務をした兼用の散策路を整備するというので、来年度また2ヵ年目の事業費は予算を計上させていただきたいというふうに考えているところであります。

いずれにしても、これは地域活力基盤創造交付金事業ということで、もう2ヵ年事業で採択になっておりますので、そういった部分の御理解のほどよろしく願いたいと思います。

議長（吉田敏男君） 9番 矢野利恵子君。

9番（矢野利恵子君） この仮精算業務については5.5ヘクタールの人たち、この市松模様、かなりの件数が入っていると思うけれども、そのかなりの件数の中で114万3,000円の予算となると、1件当たりのどれくらいもらうかなということが想像できると思うけれども、そんな1,000円、2,000円だったら要らないよというような人も、もしかしたら出てくるかもしれない。

その場合どのようにしていくのかなということと、あと、鉄道の地域活力基盤創造交付金事業、これは補助金はどれくらい、補助の割合はどれくらいなのかを教えていただけたらありがたいと思います。

議長（吉田敏男君） 建設課参事、答弁。

建設課参事（松永 恒君） お答えいたします。

ただいま矢野議員が、5.5ヘクタールの

仮精算業務ということで114万3,000円の予算と、これを1人当たりで直されて1人当たり1,000円というような数字を算出されたかと思うんですけども、仮精算を行うに当たって、私たちが行わなきゃならないのに人数がわからないと申し上げたのは、そこに起因してるんですけども、仮精算を行うということは、仮に権利の確定をさせるということでございますので、所有権のほか借地権、それから地益権と、抵当権除いて、そういった権利関係が当初よりは変動があるのかなというふうに思っています。

それで、それらの権利がどのようになっているかということ、登記簿上、さらには申告を行わせて権利者の確定を行うと、そしてそれをいわゆる名寄せ帳というんですけども、名寄せ帳上それぞれの人の土地の面積であるとか権利を明らかにして、各人たちの精算金を算出をするという調書でございます、この114万3,000円をもって各地権者に割り返して払うという性格のものではございません。

ですから、あくまでも換地計画において作成される各筆各権利別精算金明細と、この調書をつくるためのお金でございます。よろしくお願いいたします。

議長（吉田敏男君） 建設課長、答弁。

建設課長（南岡雄二君） 地域活力基盤創造交付金事業に対する補助率の関係ですが、65%となっております。

議長（吉田敏男君） 他に質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 総括、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） これで、討論を終わ

ります。

これから、議案第96号平成21年度足寄町足寄都市計画足寄市街地区土地区画整理事業特別会計補正予算（第4号）の件を採決をします。

この表決は、起立によって行います。本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第96号平成21年度足寄町足寄都市計画足寄市街地区土地区画整理事業特別会計補正予算（第4号）の件は、原案のとおり可決されました。

67ページをお開きください。これから、議案第97号平成21年度足寄町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の件の質疑を行います。

72ページ、歳入歳出一括で行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 総括、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） これで、討論を終わります。

これから、議案第97号平成21年度足寄町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の件を採決をいたします。

この表決は、起立によって行います。本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第97号平成21年度足寄町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の件は、原案のとおり可決されました。

75ページをお開きください。これから、議案第98号平成21年度足寄町上水道事業会計補正予算(第2号)の件の質疑を行います。

76ページ、資本的支出、質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田敏男君) 総括、ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田敏男君) これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田敏男君) これで、討論を終わります。

これから、議案第98号平成21年度足寄町上水道事業会計補正予算(第2号)の件を採決をします。

この表決は、起立によって行います。本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第98号平成21年度足寄町上水道事業会計補正予算(第2号)の件は、原案のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩をいたします。休憩中に議会運営委員会をお開き願います。

午後 2時04分 休憩

午後 2時22分 再開

議長(吉田敏男君) 休憩を閉じ、会議を再開をいたします。

#### 議運結果報告

議長(吉田敏男君) 議会運営委員会委員長から、会議の結果の報告を願います。

議会運営委員会委員長 井脇昌美君。

議会運営委員会委員長(井脇昌美君) ただいま開催されました議会運営委員会の協議の結果を報告いたします。

最初に、9月9日の本会議において文教厚生常任委員会に付託いたしました議案第91の審査報告を受け、審議を行いたいと思います。

次に、報告第15号の報告を受けます。

次に、議案第99号から議案第109号までの各会計の決算認定について提案理由の説明を受けた後、平成20年度決算審査特別委員会を設置し閉会中の審査といたします。

次に、決議案第2号と議員派遣の件を即決で審議いたします。

以上で、報告を終わらせていただきます。

議長(吉田敏男君) これにて、委員長の報告を終わります。

#### 日程追加の議決

議長(吉田敏男君) お諮りをいたします。

足寄町議会会議規則第22条の規定により、追加議案を別紙追加議事日程のとおり日程に追加し審議することにしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田敏男君) 異議なしと認めます。

したがって、追加議事日程のとおり日程に追加し審議することに決定をいたしました。

#### 議案第91号

議長(吉田敏男君) 追加日程第1 議案第91号足寄動物化石博物館設置及び管理条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件に対し、委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員会委員長 星孝道君。

文教厚生常任委員会委員長(星 孝道君) 委員会の審査報告を行います。

平成21年第3回足寄町議会定例会(9月9日)において付託されました事件について、足寄町議会会議規則第77条の規定により次のとおり報告をいたします。

1. 事件名

議案第91号足寄動物化石博物館設置及び管理条例の一部を改正する条例

2. 審査の経過

委員会開催日 9月16日

3. 審査の結果

原案可決

なお、少数意見の留保はございません。

以上でございます。

議長（吉田敏男君） これにて、委員長の報告を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第91号足寄動物化石博物館設置及び管理条例の一部を改正する条例の件を採決をします。

本件に対する委員長の報告は可決です。本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第91号足寄動物化石博物館設置及び管理条例の一部を改正する条例の件は、委員長の報告のとおり可決されました。

報告第15号

議長（吉田敏男君） 追加日程第2 報告第15号平成20年度足寄町の健全化判断比率及び資金不足比率の報告についての件を議題といたします。

本件について、報告を求めます。

総務課長大塚博正君。

総務課長（大塚博正君） ただいま議題となりました報告第15号平成20年度足寄町

の健全化判断比率及び資金不足比率の報告について御説明申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、健全化判断比率及び資金不足比率を監査委員の意見をつけて次のとおり報告するものでございます。

1点目でございますが、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づく健全化判断比率でございますが、実質赤字比率、連結実質赤字比率、ともに黒字のため数値表示は出てございません。

次に、実質公債比率につきましては21.8%となっております。将来負担比率は76.3%となっております。

2点目ですが、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づく資金不足比率でございますが、公営企業にかかわる会計についての比率となっておりますが、上水道事業会計、国民健康保険病院事業会計、簡易水道特別会計、公共下水道事業特別会計、いずれも資金不足となっておりますので、数値表示は出てまいりません。

2ページ～3ページに監査委員の意見書を添付してございます。

4ページ～5ページにつきましては、ただいま申し上げました数値の積算資料を添付してございます。

4ページをお開きいただきたいと思います。積算の根拠等について、概略御説明をさせていただきます。

二重線で四角く囲んであるところからでございますけれども、健全化判断比率の実質赤字比率の求める算式が掲載してございますが、下の枠でこれに基づき算出した数値として掲げてございますが、足寄町における比率、一般会計黒字となっておりますので

表示ということにさせております。比率につきましても、1.76%となっております。国の基準で示しております早期健全化基準14.84%、財政再生基準20%となっておりますが、実質赤字比率につきまし



ては基準を下回った結果となっております。

次に、右側の上の方に参りますが、連結実質赤字比率でございますけれども、足寄町における比率ということでございますが、の12.09%で、国の示す基準が、早期健全化基準が19.84%、財政再生基準が40%となっております。これにつきましても下回っているという状況となっております。

次に、中ほどでございますが、実質公債比率3ヵ年平均ということでございまして、公債費等が標準財政規模に比してどの程度の負担かをあらわす指標となっておりますけれども、平成18年度は22.5%、平成19年が22.9%、平成20年が20.3%ということでございまして、3ヵ年平均いたしますと21.8%という数値になってございます。国の方が早期健全化基準が25%、財政再生基準が35%ということで、これにつきましても下回っているというものでございます。

次に、5ページお願いをいたします。将来の負担比率でございますが、本町における将来負担比率は76.3%となりまして、国の早期健全化基準が350%でございますので、この数値にも下回っているという状況にあります。

将来負担額の要素ということで、下にイからチまで掲げてある数値を拾い出すということになっているものでございます。

次、右側の方に行きまして資金不足比率でございますけれども、これは公営企業にかかわるものということでございまして、先ほど申し上げましたように、いずれも会計資金不足がなく、赤字決算になっていませんということで表示となっております。上水道事業会計ではの146.9%、国民健康保険病院事業会計ではの47.4%、簡易水道特別会計は0%、公共下水道事業特別会計におきましてはの0.1%ということで、国の経営健全化基準20%をいずれも下回った

状況ということになってございます。

以上で、報告第15号の説明とさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

議長（吉田敏男君） ただいまの報告に対し質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

これをもって、報告を終わります。

議案第99号～議案第109号

議長（吉田敏男君） 追加日程第3 議案第99号平成20年度足寄町上水道事業会計決算認定についての件から追加日程第13 議案第109号平成20年度足寄町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての件までの11件を一括議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長大塚博正君。

総務課長（大塚博正君） ただいま議題となりました議案第99号平成20年度足寄町上水道事業会計決算認定についてから議案第109号平成20年度足寄町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてまで、一括提案理由の御説明を申し上げます。

提出議案書26ページをお願いをいたします。

議案第99号平成20年度足寄町上水道事業会計決算認定について御説明申し上げます。

地方公営企業法第30条第4項の規定により、平成20年度足寄町上水道事業会計決算を、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

次に、議案第100号平成20年度足寄町国民健康保険病院事業会計決算認定について御説明申し上げます。

地方公営企業法第30条第4項の規定により、平成20年度足寄町国民健康保険病院事業会計決算を、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

次に、追加の方の提出議案書6ページをお願いいたします。

議案第101号平成20年度足寄町一般会計歳入歳出決算認定について御説明申し上げます。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成20年度足寄町一般会計歳入歳出決算を、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

次に、議案第102号平成20年度足寄町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について御説明申し上げます。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成20年度足寄町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算を、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

次に、議案第103号平成20年度足寄町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について御説明申し上げます。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成20年度足寄町簡易水道特別会計歳入歳出決算を、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

次に、議案第104号平成20年度足寄町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について御説明申し上げます。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成20年度足寄町老人保健特別会計歳入歳出決算を、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

次に、7ページをお願いいたします。議案第105号平成20年度足寄町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について御説明申し上げます。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成20年度足寄町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算を、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

次に、議案第106号平成20年度足寄町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について御説明申し上げます。

地方自治法第233条第3項の規定によ

り、平成20年度足寄町介護保険特別会計歳入歳出決算を、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

次に、議案第107号平成20年度足寄町足寄都市計画足寄市街地区土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について御説明申し上げます。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成20年度足寄町足寄都市計画足寄市街地区土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算を、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

次に、議案第108号平成20年度足寄町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について御説明申し上げます。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成20年度足寄町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算を、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

次に、8ページをお願いいたします。議案第109号平成20年度足寄町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について御説明申し上げます。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成20年度足寄町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

以上で、議案第99号平成20年度足寄町上水道事業会計決算認定についてから議案第109号平成20年度足寄町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてまで、一括提案理由の御説明とさせていただきます。御審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

お諮りをいたします。

本件については、議長と議会選出監査委員を除く13人の委員で構成する平成20年度決算審査特別委員会を設置し、これに付託して閉会中の継続審査にすることにしたいと思いをします。

なお、議会は、平成20年度決算審査特別委員会に対し、地方自治法第98条第1項の規定による審査を付与することにしたいと思いをします。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田敏男君) 異議なしと認めます。

したがって、本件については、議長と議会選出監査委員を除く13人の委員で構成する平成20年度決算審査特別委員会を設置し、これに付託して閉会中の継続審査にすることに決定をいたしました。

ここで、暫時休憩をいたします。

午後 2時42分 休憩

午後 2時47分 再開

議長(吉田敏男君) 休憩を閉じ、会議を再開をいたします。

諸般の報告をします。

平成20年度決算審査特別委員会の正副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元に参りましたので報告をいたします。

委員長に高橋幸雄君、副委員長に星孝道君、以上のとおりです。

#### 決議案第2号

議長(吉田敏男君) 追加日程第14 決議案第2号足寄町利別川河川改修に伴う道路及び架橋の架け替え調査特別委員会設置に関する決議の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

4番 井脇昌美君。

4番(井脇昌美君) 決議案第2号足寄町利別川河川改修に伴う道路及び架橋の架け替え調査特別委員会設置に関する決議

1.本議会に、足寄町利別川河川改修に伴う道路及び架橋の架け替え調査特別委員会を

設置し、8人の委員をもって構成する。

2.設置の根拠は、地方自治法第110条及び足寄町議会委員会条例第5条によるものといたします。

3.本議会は、足寄町利別川河川改修に伴う道路及び架橋の架け替え調査特別委員会に対し、次の事項を付託いたします。

(1)河川改修に伴う道路等に関する調査

(2)河川改修に伴う架橋の架け替えに関する調査

4.本特別委員会の調査は、今定例会の会期中といたします。

なお、提出理由を申し上げたいと思いをします。利別川河川改修に伴う道路及び架橋の架け替えに関する調査を行うためでございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

議長(吉田敏男君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田敏男君) 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田敏男君) 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから、決議案第2号足寄町利別川河川改修に伴う道路及び架橋の架け替え調査特別委員会設置に関する決議の件を採決をいたします。

お諮りをいたします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田敏男君) 異議なしと認めます。

したがって、決議案第2号足寄町利別川河川改修に伴う道路及び架橋の架け替え調査特

別委員会設置に関する決議の件は、原案のとおり可決されました。

足寄町利別川河川改修に伴う道路及び架橋の架け替え調査特別委員会委員の選任については、委員会条例第7条の規定により、議長が会議に諮って指名することになっております。

委員の指名のため、暫時休憩をいたします。

午後 2時52分 休憩

午後 3時01分 再開

議長（吉田敏男君） 休憩を閉じ、会議を再開をいたします。

委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定によって、高橋幸雄君、島田政典君、星孝道君、後藤次雄君、井脇昌美君、谷口二郎君、榊原深雪君、木村明雄君、以上8名を指名をしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 異議なしと認めます。

したがって、足寄町利別川河川改修に伴う道路及び架橋の架け替え調査特別委員会の委員は、ただいま指名した8人を選任することに決定をいたしました。

ここで、暫時休憩をいたします。休憩中に正副委員長の互選をお願いをいたします。

午後 3時02分 休憩

午後 3時08分 再開

議長（吉田敏男君） 休憩を閉じ、会議を再開をいたします。

諸般の報告をいたします。

ただいま休憩中に足寄町利別川河川改修に伴う道路及び架橋の架け替え調査特別委員会が開かれ正副委員長の互選が行われ、その結果の報告が手元に参りました。

委員長に高橋幸雄君、副委員長に谷口二郎君、以上のとおり互選された旨の報告がありました。

#### 議員派遣の件

議長（吉田敏男君） 追加日程第15 議員派遣の件を議題といたします。

本件について、お手元に配付のとおり議員を派遣したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 異議ないものと認めます。

したがって、議員派遣の件は、原案のとおり決定をいたしました。

#### 休会の議決

議長（吉田敏男君） お諮りをいたします。

議事の都合により、あすの9月18日は休会としたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 異議なしと認めます。

したがって、あすの9月18日は休会にすることに決定をいたしました。

#### 散会宣告

議長（吉田敏男君） 以上で、本日の日程は全部終了をいたしました。

本日はこれで散会をいたします。

次回の会議は、10月19日午前10時より開会をいたします。

午後 3時10分 散会

